

# 姫島村地域防災計画

(地震・津波対策編)

姫島村防災会議

# 目 次

<b>第1部 総則</b> .....	1
第1章 計画の目的.....	2
第1節 計画の目的.....	3
第2節 計画の性格と内容.....	3
第3節 計画の理念.....	4
第4節 計画の修正.....	4
第5節 計画の周知.....	4
第2章 姫島村の地勢.....	5
第1節 地 形.....	6
第2節 地 質.....	6
第3章 災害とその特性.....	7
第1節 地震による災害.....	8
第2節 津波による災害.....	8
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	9
第5章 地震・津波想定.....	12
第1節 地震・津波想定.....	13
<b>第2部 災害予防</b> .....	17
第1章 災害予防の基本方針等.....	18
第1節 災害予防の基本的な考え方.....	19
第2節 災害予防の体系.....	21
第2章 災害に強いむらづくり.....	22
第1節 被害の未然防止事業.....	25
第2節 災害危険区域等の対策.....	29
第3節 防災施設の災害予防管理.....	30
第4節 建築物等の安全性の確保.....	32
第5節 公共施設等の災害予防.....	34
第6節 特殊災害の予防.....	36
第7節 防災調査研究の推進.....	37
第8節 社会資本の老朽化対策.....	38
第3章 災害に強い人づくり.....	39

第1節	防災訓練	41
第2節	防災教育	43
第3節	消防団・自主防災組織の育成・強化	45
第4節	要配慮者の安全確保	48
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	52
第1節	初動体制の強化	55

### 第3部 災害応急対策

第1章	災害応急対策の基本方針等	65
第1節	災害応急対策の基本方針	66
第2節	村民に期待する行動	67
第3節	災害応急対策の体系	69
第2章	活動体制の確立	70
第1節	組織	71
第2節	動員配備	79
第3節	通信連絡手段の確保	84
第4節	気象庁が発表する地震・津波情報の収集・伝達	85
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達	86
第6節	災害救助法の適用及び運用	88
第7節	応援協力体制の確立	90
第8節	自衛隊の災害派遣体制の確立	91
第9節	技術者、技能者及び労働者の確保	94
第10節	ボランティアとの連携	95
第11節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	96
第12節	交通確保対策	97
第13節	輸送対策	98
第14節	広報活動・災害記録活動	100
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	103
第1節	地震・津波に関する情報の村民への伝達等	104
第2節	地震・津波に関する避難の勧告・指示及び誘導	106
第3節	津波からの避難	110
第4節	救出救助	113
第5節	救急医療活動	115
第6節	消防活動	116
第7節	二次災害の防止活動	118
第4章	被災者の保護・救援のための活動	120

第1節	避難所運営活動	121
第2節	避難所外被災者の支援	125
第3節	食料供給	126
第4節	給水	128
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	130
第6節	医療活動	131
第7節	保健衛生活動	132
第8節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	134
第9節	住宅の供給確保等	136
第10節	文教対策	138
第11節	社会秩序の維持・物価の安定等	141
第12節	義援物資の取扱い	142
第13節	被災動物対策	143
第5章	社会基盤の応急対策	144
第1節	電気、ガス、簡易水道、下水道、電話通信の応急対策	145
第2節	道路、港湾、漁港等の応急対策	146
<b>第4部</b>	<b>災害復旧・復興</b>	147
第1章	災害復旧・復興の基本方針	148
第2章	公共土木施設等の災害復旧	150
第3章	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	152
<b>第5部</b>	<b>南海トラフ地震防災対策推進計画</b>	156
第1章	総則	157
第1節	推進計画の目的	158
第2節	地震防災対策推進地域	158
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務又は業務の大綱	158
第2章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	159
第1節	津波からの防護のための施設の整備等	160
第2節	津波に関する情報の伝達等	161
第3節	津波対策等	162
第4節	消防機関等の活動	162
第5節	水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	162
第6節	交通対策	163
第7節	村が自ら管理又は運営する施設に関する対策	164
第8節	迅速な救助	165
第3章	関係者との連携協力の確保	166

第1節	資機材、人員等の配備手配	167
第2節	他機関に対する応援要請	167
第3節	帰宅困難者への対応	167
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	169
第5章	防災訓練	171
第6章	地震防災上必要な教育及び広報	173
第7章	南海トラフ地震防災対策計画	175

# 第 1 部 総 則

# 第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

第2節 計画の性格と内容

第3節 計画の理念

第4節 計画の修正

第5節 計画の周知

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、姫島村における地震・津波災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

## 第2節 計画の性格と内容

この計画は、姫島村にかかる防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、県及び姫島村並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力によって、この計画の示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。なお、この計画は姫島村地域防災計画「震災・津波対策編」であり、別途策定する姫島村防災計画「風水害等その他の災害対策編」とは、対象とする災害の種類において区別される。

- (1) 姫島村の地域を管轄する指定地方行政機関、県、村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱。
- (2) 防災業務の促進、防災施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項。
- (3) 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他災害応急措置事項。
- (4) 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項。
- (5) 災害復旧に関する事項。
- (6) その他防災に関し必要な事項。

### 第3節 計画の理念

「村民の生命、身体と財産を災害から守る」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進していく。

○村民の生命・財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- ・災害に強い村づくり
- ・災害に強い人づくり
- ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

○迅速・的確な災害応急対策の実施

- ・活動体制の確立
- ・生命・財産への被害を最小限とするための活動の展開
- ・被災者の保護・救援のための活動の展開
- ・社会基盤の応急対策の迅速・的確な推進

### 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

### 第5節 計画の周知

この計画は、平素から、訓練、研修、広報その他の方法により、村及び関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については村民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

## 第2章 姫島村の地勢

### 第1節 地 形

### 第2節 地 質

## 第1節 地 形

本村は、国東半島の北端、国東市国見町から北へ海上6 kmに位置し東西7 km、南北4 km、総面積6.87 km<sup>2</sup>の瀬戸内海西部周防灘に浮ぶ県下唯一の一島一村の離島であり、周囲約17 kmの海岸線を有し、南側海岸線は、白砂青松の女性美を呈し、北側海岸線は、奇巖断崖の男性美を表わしている。中央部には本島最高峰の矢筈岳（266.6 m）がそびえ、西に達磨山（105 m）、北に城山（62 m）がてい立し、その中に村落が形成されている。

## 第2節 地 質

本村は東西に細長い島で第四系堆積岩類からなる基盤とこれを貫く7つの単成火山、4つの小島をつなぐトンボロ（砂州）からなる島（陸繋島）である。第四系堆積岩類は、岩相によって下位より、丸石鼻層、川尻礫層、唐戸層の3つに区分されている。7つの単成火山は、約30万年前以降に活動した達磨山、城山、浮洲、矢筈岳、大海、金、稻積の各火山であり、島内各所に溶岩ドームや火口跡などの火山地形を形成している。

## 第3章 災害とその特性

第1節 地震による災害

第2節 津波による災害

## 第1節 地震による災害

本村では、これまで地震及び津波による大きな被害は発生していない。しかし、県下では、南海トラフや日向灘で発生したもの（海溝型地震）、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生したと考えられるもの（活断層による地震）及びこれらの地震以外の地震がある。特に被害を及ぼした地震の震源は、伊予灘、別府湾、豊後水道、日向灘、南海道沖及び県内の臼杵―八代構造線と中央構造線及び別府―島原地溝帯の活断層が分布する領域である。近年では、昭和50年（1975年）に大分県中部を震源とする地震が発生し、庄内町、湯布院町等に家屋倒壊等の大きな被害を及ぼしている。

## 第2節 津波による災害

本村では過去に、地震によって発生した津波が来襲し被害を受けたことはないが、県下では、南海トラフで発生した1707年の宝永地震、1854年の安政南海地震、及び1946年の南海地震並びに別府湾で発生した1596年の慶長豊後地震並びに日向灘で発生した地震等によって津波が来襲した履歴がある。

南海トラフで発生した地震による津波は、東海道から四国にかけて大きな被害を及ぼしており、大分県でも、1707年の宝永地震が過去最大の地震と位置づけられている。この地震では、佐伯市米水津の養福寺で11.5mなど歴史的古文書の記録から津波の到達した高さが推定されている。

## 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 姫島村（村長、教育委員会）（参考資料・2 姫島村行政組織表）

姫島村は、第1段階の中心的な防災機関として概ね次の事項を担当し、災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき、必要な救助の実施にあたるものとする。

- (1) 姫島村防災会議に関すること。
- (2) 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- (3) 気象予報又は警報の村民への伝達等に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること。
- (5) 被害状況の調査報告に関すること。
- (6) 消防、水防、その他の応急措置に関すること。
- (7) 居住者、滞在者その他の者に対する避難の勧告又は指示に関すること。
- (8) 被災者の救護、救助、その他の保護に関すること。
- (9) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること。
- (10) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (11) その他防災に関し、村の所掌すべきこと。

### 2 大分県（知事、警察本部、教育委員会）

県は、姫島村が処理する防災事務または業務を助け、これらを総合調整するとともに、必要な防災上の指示、勧告を行うものとする。

### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し必要な事項の処理と、姫島村の処理すべき防災事務について積極的な協力を行うものとする。

### 4 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関・指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、防災に関し必要な事項の処理と、姫島村の処理すべき防災事務について積極的に協力するものとする。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

以下の公共的団体は、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、姫島村の処理すべき防災業務について、自発的に協力するものとする。

公共的団体名	処 理 す べ き 防 災 業 務
農 業 協 同 組 合 漁 業 協 同 組 合	(1) 村が行う農林、水産関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関する事。 (2) 農作物、水産物等についての指導に関する事。 (3) り災農漁家に対する融資又はその斡旋に関する事。 (4) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事。 (5) 肥料、種苗、漁具の確保対策に関する事。
商 工 会	(1) 村が行う商工関係者被害調査、融資希望者のとりまとめ融資斡旋等の協力に関する事。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。 (3) 救助用物資、衛生医療品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋に関する事。
区長会、婦人会 青年団等 社会教育団体	村が実施する応急対策についての協力に関する事。
危険物関係施設 の 管 理 者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関する事。 (2) 危険物関係施設に係る防災訓練の実施に関する事。

## 第5章 地震・津波想定

### 第1節 地震・津波想定

## 第1節 地震・津波想定

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を受けて、本県に被害を及ぼした地震・津波の歴史記録を繙き、大分県防災対策推進委員会有識者会議・被害想定部会の意見を踏まえて行った平成24年度大分県津波浸水予測調査・地震津波被害想定調査に基づき、次の地震・津波を想定する。

### 1 想定する地震・津波

#### (1) 平成24年度大分県津波浸水予測調査・地震津波被害想定調査

- ① 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動と日向灘への震源域の拡大。平成24年8月29日に内閣府が公表したモデルケース11）
- ② 別府湾の地震（慶長豊後型地震）
- ③ 周防灘断層群（主部）

## 2 津波高及び津波到達時間帯

平成24年度大分県津波浸水予測調査（以下「津波浸水調査」という。）に基づく津波高及び津波到達時間は次のとおりである。

### (1) 津波高

地点名	南海トラフの巨大地震（2012内閣府モデルケース11）		
	最大津波高 （地殻変動前）① （T. P. m）	地殻変動量 ② （m）	最大津波高 （地殻変動後） ③（①－②） （m）
南浦	2.89	△ 0.08	2.97
西浦漁港	2.73	△ 0.08	2.81
東浦漁港（稲積）	2.88	△ 0.08	2.96

地点名	別府湾の地震（慶長豊後型地震）		
	最大津波高 （地殻変動前）④ （T. P. m）	地殻変動量 ⑤ （m）	最大津波高 （地殻変動後） ⑥（④－⑤） （m）
南浦	2.77	△ 0.01	2.78
西浦漁港	2.23	△ 0.01	2.24
東浦漁港（稲積）	2.40	△ 0.02	2.42

地点名	周防灘断層群（主部）		
	最大津波高 （地殻変動前）⑦ （T. P. m）	地殻変動量 ⑧ （m）	最大津波高 （地殻変動後） ⑨（⑦－⑧） （m）
南浦	2.57	△ 0.11	2.68
西浦漁港	4.94	△ 0.12	5.06
東浦漁港（稲積）	2.58	△ 0.08	2.66

注1 地殻変動量②、⑤、⑧におけるマイナス数値は、沈降を示している。

2 各地点において、3地震を比較し、最大となる津波高に着色している。

(2) 津波到達時間

地点	南海トラフの巨大地震（2012内閣府モデルケース）	
	1 m津波高	最大津波高
南浦	—	2時間37分
西浦漁港	—	5時間31分
東浦漁港（稲積）	—	2時間39分

地点	別府湾の地震（慶長豊後型地震）	
	1 m津波高	最大津波高
南浦	—	1時間41分
西浦漁港	—	2時間17分
東浦漁港（稲積）	—	1時間39分

地点	周防灘断層群（主部）	
	1 m津波高	最大津波高
南浦	—	23分
西浦漁港	15分	16分
東浦漁港（稲積）	—	26分

注1 「1 m津波高」欄の「—」は、地震による津波の変動が1 m未満のため計測されない。

- 2 別府湾の地震（慶長豊後型地震）の津波到達時間は、歴史記録の津波高を満たすために別府湾の断層を時間差で連動させた場合であり、同時に動いた場合の「1 m津波高」の到達時間は、数分となる地点が予想される。

(3) 防災対策の基準

津波シミュレーションにおける津波断層モデルの不確実性、計算誤差等を考慮して、津波浸水調査による浸水予測図を基準（堤防が機能しないとした場合の3つの地震に係る浸水予測図を重ね合わせた最大のもの）に、姫島村において設定する津波避難対策等の基準は次のとおりである。

対象地震	対象地域	水平避難		垂直避難		【参考】平成23年度地震・津波高の緊急対応暫定想定を基にしたこれまでのソフト対策基準 (m)
		市町村	県	市町村	県 (最大浸水深) (m)	
周防灘 南海トラフ	姫島村全域	海拔 6 m 以上	「大分県海拔浸水予測調査の浸水予測図（確定値）」による浸水域を基準とする。	海拔 6 m 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西浦漁港 海拔 6 m 以上</li> <li>・それ以外 海拔 3 m 以上</li> </ul>	海拔 7.08 m 以上

## 第 2 部 災害予防

## 第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え方

第2節 災害予防の体系

## 第1節 災害予防の基本的な考え方

姫島村において地震・津波災害に対して村民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は大別して「災害に強いむらづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いむらづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施設であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。

なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度、活断層の分布、活動状況に応じて実施するものであり、現行の耐震基準に添ったものとする。

### 1 災害に強いむらづくりのための対策

災害に強いむらづくりのための対策は、災害の発生を抑制したり、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害低減（耐震補強、護岸整備等の防災事業による）
- (2) 防災むらづくり（防災施設の予防管理、地域の防災環境の整備）
- (3) 施設・設備の安全化（建築物及び公共施設等の安全性の確保）
- (4) 特殊災害の予防対策
- (5) 地震防災緊急事業5箇年計画の推進
- (6) 防災研究（地震災害危険箇所等の調査）
- (7) 社会資本の老朽化対策（長寿化計画の作成・実施）

## 2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災機関職員や村民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動が取れるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練
- (2) 防災教育
- (3) 消防団・自主防災組織の育成・強化
- (4) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）

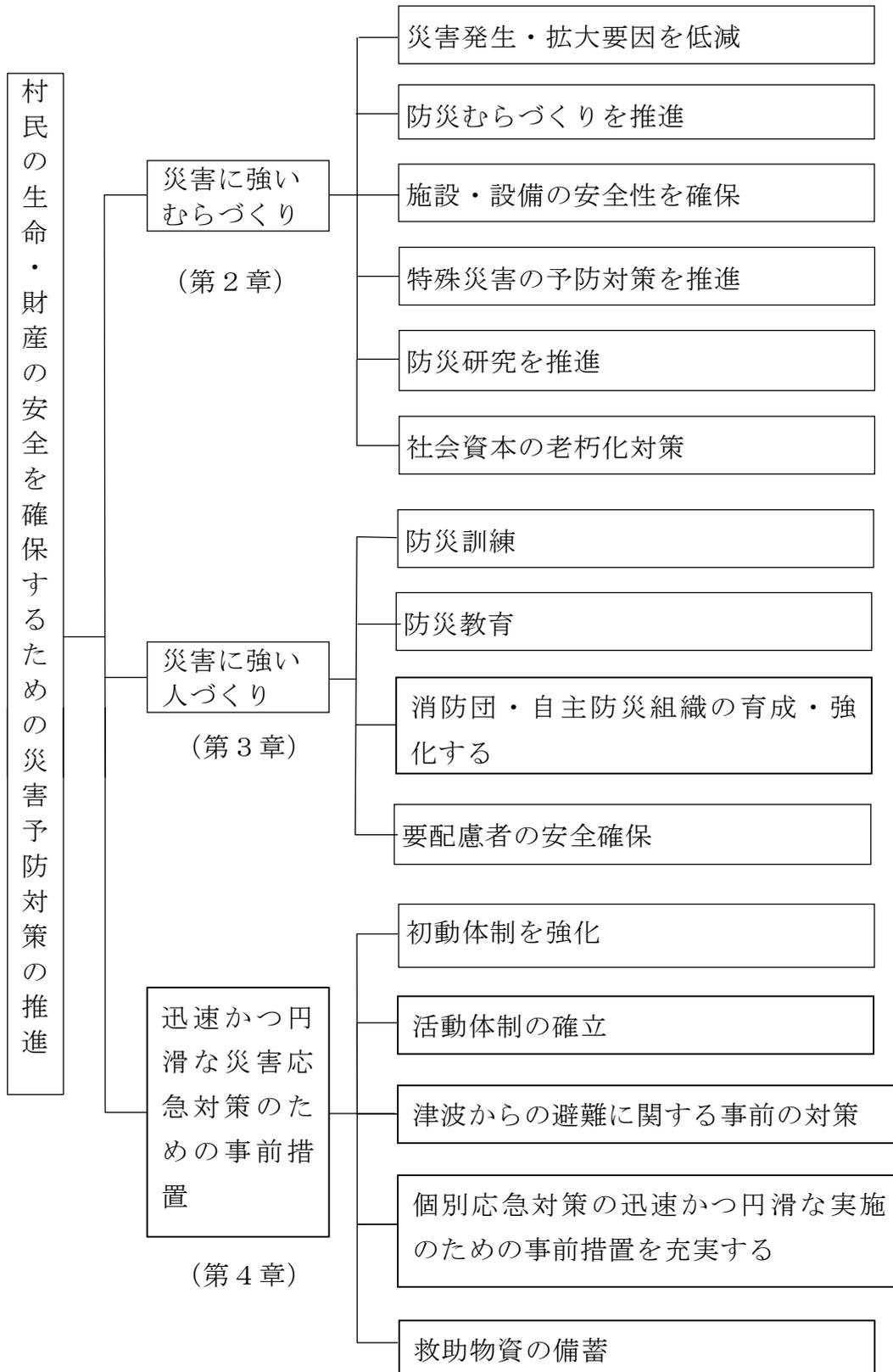
## 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するために必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は、以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報広聴体制、防災拠点の整備等）
- (3) 津波からの避難に関する事前の対策（緊急避難場所、避難路等の指定・整備、居住者等の避難対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発）
- (4) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）

## 第2節 災害予防の体系

第2章～第4章に示す災害予防の体系は、以下のとおりである。



## 第2章 災害に強いむらづくり

第1節 被害の未然防止事業

第2節 災害危険区域等の対策

第3節 防災施設の災害予防管理

第4節 建築物等の安全性の確保

第5節 公共施設等の災害予防

第6節 特殊災害の予防

第7節 防災調査研究の推進

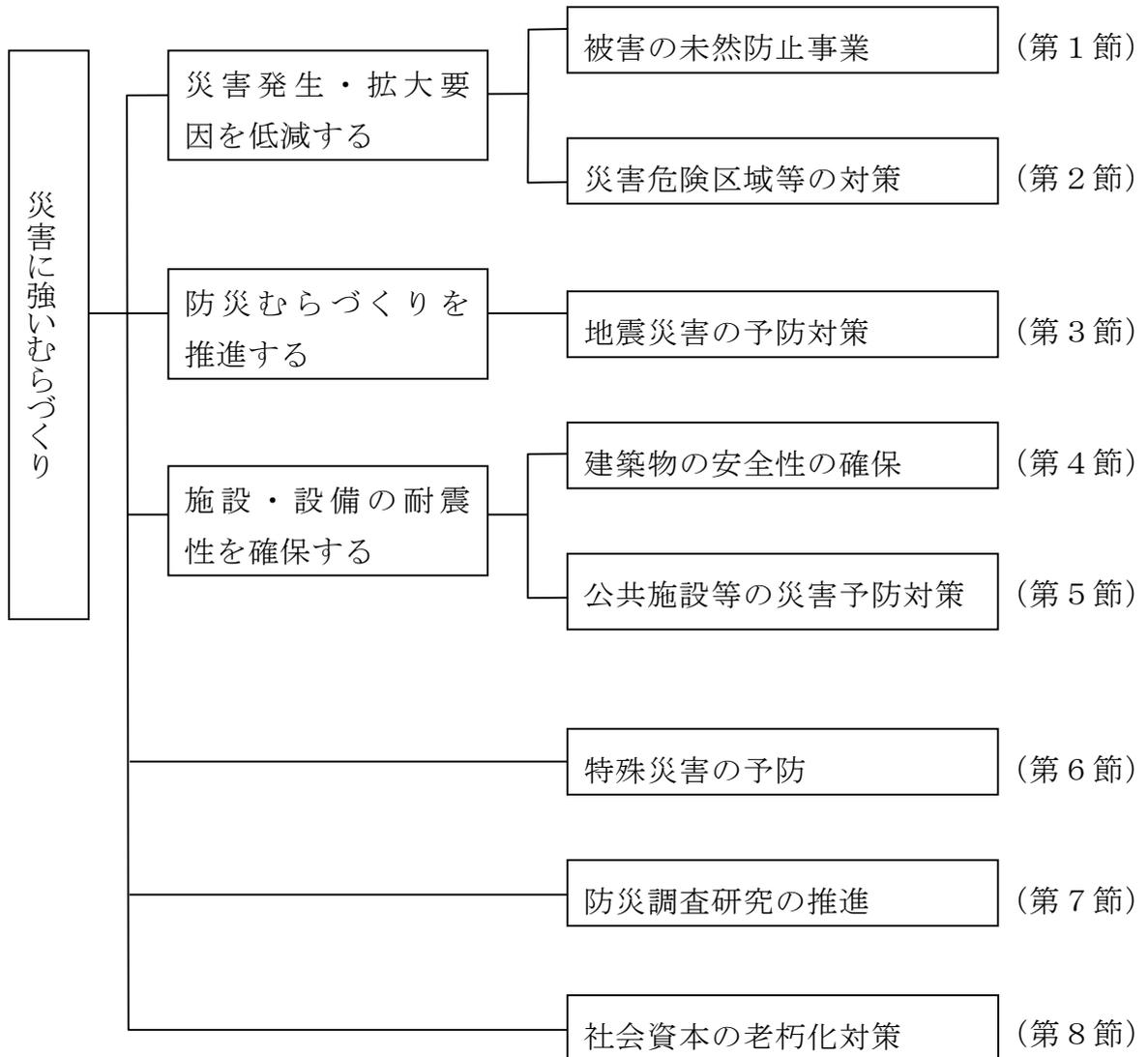
第8節 社会資本の老朽化対策

## 【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

震災を防止し、又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、海岸、道路、その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、港湾事業、海岸・漁港事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の村土保全事業及び道路の地震対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、特殊災害の予防及び防災研究の推進と併せ、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置づけられる。

津波災害対策として、最大クラスの津波に対しては、村民等の生命を守ることを最優先とし、村民等の避難を軸に、そのための村民の防災意識の向上及び海岸保全施設の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所・避難路の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進していく。また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

災害に強いまちづくりを以下に体系図として示す。



## 第1節 被害の未然防止事業

災害から村土の保全と村民の生命、身体、財産を保護するため防災施設の新設及び改良事業は、この節の定めるところによって実施する。

被害を未然に防止するための防災事業は、概ね以下のように区分される。

イ 港湾事業、漁港海岸事業、道路事業等の重要構造物の新設の際の地盤改良など液状化の対策

ロ 土砂災害防止としての砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施

ハ 海岸、港湾、漁港等の整備

ニ 緊急避難場所（避難地）・避難路の整備

### 1 地盤災害防止事業

#### (1) 地盤災害防止事業の基本方針

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。液状化対策として、土木施設については地盤の改良による方法、構造物については基礎・支持杭・擁壁による対策工法、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などによる対策方法がある。

液状化による被害を最小限にとどめるためには、上記構造物の新設時に、法令や各構造物の技術基準等を遵守する。

#### (2) 地盤災害防止事業の実施

地震災害を念頭にした、今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

イ 防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、新設の際に所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。

ロ 将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるため、その成果について積極的に村民や関係方面への周知・広報に努める。

## 2 土砂災害防止事業

### (1) 土砂災害防止事業の基本方針

地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。

本村の土砂災害防止事業の状況は、姫島村地域防災計画「風水害等その他の災害対策編」第2部第2章第1節「被害の未然防止事業」に示されているとおりである。

従来より、急傾斜地崩壊危険箇所を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、地震に伴う災害防止に努める。

### (2) 土砂災害防止事業の実施

イ 緊急避難場所（避難地）、避難路間を結ぶ重要交通網を考慮した土砂災害防止対策を実施する。

ロ 村民に対し、危険箇所の公表、周知を行うとともに、点検・補強事業等を行う。

## 3 海岸保全事業

### (1) 海岸保全事業の基本方針

これまで、主に台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業により、海岸堤防等の築堤を漸次進捗してきた。今後大規模な地震災害が発生した場合に備えて、背後に人口・資産が集中した地域など必要な箇所において耐震対策、液状化対策、老朽化対策や安全情報伝達施設の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を行う。

今後の津波対策については、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、大規模な津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定し、前者については村民の生命を守ることを最優先とし、村民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて村民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

## (2) 海岸保全事業の実施

従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設からの耐震補強、老朽海岸施設の改良等を計画的に実施する。

## 4 港湾・漁港整備事業

### (1) 港湾・漁港整備事業の基本方針

港湾・漁港等は、台風・高潮対策を重点にその施設整備を実施してきたところであるが、今後も地震・津波の発生に備え、より一層災害に強い施設の整備を推進する。

### (2) 港湾・漁港整備事業の実施

地震・津波災害を念頭にした今後の港湾・漁港の整備事業は、地震災害時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送拠点となることから、重点的に施設の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等の事業を推進するものとする。

## 5 道路整備事業

### (1) 道路整備事業の基本方針

道路は、村民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮する。特に、風水害に比較して地震・津波災害時は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定されることにかんがみ、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。特に比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するなどの道路防災対策を通じて、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

## (2) 道路整備事業の実施

地震災害を念頭にした今後の道路整備事業は、以下の事業を実施する。

イ 大地震による幹線道路の寸断が経済活動、村民生活に及ぼす影響を最小限化するため、必要な代替ルートが可能となるよう幹線道路及びその他道路等の整備を推進するものとする。

ロ 地区内道路については、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。

ハ 緊急避難場所（避難地）、避難路となる道路、公園等においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した整備を図るものとする。

## 6 農地防災事業の促進

### (1) 農地防災事業の基本方針

地震に対する農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害拡大防止に努める。

### (2) 農地防災事業の実施

緊急ため池整備事業等により、地震時の老朽ため池の決壊が周辺に及ぼす影響について調査し、緊急放流等による下流側への二次被害を防止することを目的とした底樋等の整備及びその機能を発揮させるために必要な整備事業を行う。

## 第2節 災害危険区域等の対策

地震に関する災害危険区域及び災害予防危険箇所等（以下「災害危険区域」という）、並びに津波による人的被害を防止するための津波災害（特別）警戒区域（以下「災害危険区域」という）における対策は、この節で定めるところによって実施する。

村は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域、また津波防災地域づくりに関する法律（平成23年度法律第123号）に基づく津波災害（特別）警戒区域（姫島村地域防災計画「風水害等その他災害対策編」に示す急傾斜地崩壊危険区域の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域）や、本章第7節「防災調査研究の推進」に示す今後の防災調査研究によって把握される地盤震動、液状化、斜面崩壊その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、がけ地近接危険住宅マップ等の作成、関係住民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

## 第3節 防災施設の災害予防管理

地震時の津波災害、地震水害、土砂災害等の被害を拡大防止するための施設を整備するとともに、これら施設を維持・管理するための災害予防管理事業は、この節で定めるところによって実施する。地震災害時の対策は、地震動に伴う施設、構造物等への直接的な損傷等が急激に襲来する点において風水害等とは異なるため、個々の災害様相に応じた災害予防計画を定めるものとする。

### 1 津波災害防止施設の予防管理

#### (1) 津波災害防止施設の予防管理の基本方針

村の津波災害予防施設としては、海岸法等に基づく海岸保全施設が機能する。また、通常の維持管理により、海岸堤防の破損・老朽箇所を改良・整備するとともに、樋門・門扉等の管理・補修等を行い、津波災害に備えることとしている。

#### (2) 津波災害防止施設の予防管理の実施

今後の津波災害防止施設・設備等の整備事業としては、潮位計等を整備するとともに、津波発生時の情報収集に努め、各施設の維持管理を図る。

### 2 地震時水害防止施設の予防管理

#### (1) 地震時水害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の海岸保全施設決壊・漏水に備えた予防施設は、基本的に風水害時に用いる施設と同様とする。

#### (2) 地震時水害防止施設の予防管理の実施

防災行政無線網等を利用した情報連絡手段として、県との相互の情報収集・伝達ネットワークの整備を推進するとともに、各施設の維持・管理に努める。

### 3 斜面崩壊防止施設の予防管理

#### (1) 斜面崩壊防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するための諸施策は、危険区域の防災工事や砂防施設・土木構造物等の整備等により災害要因を除去する。

#### (2) 斜面崩壊防止施設の予防管理の実施

村内の危険箇所を事前に把握しておき、地震時の斜面崩壊等の前兆が現れたら、ただちに村及び県の機関等に連絡できる体制を図るとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう事前に検討しておく。

## 第4節 建築物等の安全性の確保

建築物の災害予防施策に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、公共施設及び一般建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

### 1 公共施設の安全性確保

#### (1) 公共施設に関する事業の基本方針

公共施設をはじめ、災害拠点病院等医療機関、学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の安全性を確保する。

#### (2) 公共施設に関する事業の実施

村有施設について、以下の対策を講ずるものとする。

##### イ 耐震性の確保

新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して、耐震改修の推進に努める。

##### ロ 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。

##### ハ 非常用電源設備等の整備

自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。

##### ニ 津波浸水対策

できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れがある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化の推進に努める。

また、浸水のおそれのある場所に非常用電源設備がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

### 2 一般建築物の安全性確保

#### (1) 一般建築物に関する事業の基本方針

- イ 住宅をはじめ、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する集会所、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。
  - ロ 地震発生時に通行を確保すべき道路である「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化を促進する。
- (2) 一般建築物に関する事業の実施
- イ 耐震性の確保  
専門家の診断、自己点検等を推進することにより、耐震性の向上にむけた知識の啓発・普及施策を実施する。
  - ロ 非行造部材等の脱落・転倒防止対策  
天井材等の非行造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に務める。
  - ハ 津波に対する安全性の確保  
施設の管理者は、施設の適切な維持管理を通じて、津波に対する建築物の安全性の確保を図る。

## 第5節 公共施設等の災害予防

簡易水道、下水道、電力、ガス、交通、通信等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、この節の定めるところによって実施する。ライフライン施設は、地域生活の基幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずるものとする。

### 1 簡易水道、下水道施設の災害予防

#### (1) 簡易水道、下水道施設の災害予防事業の基本方針

簡易水道、下水道施設は、村民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き地震災害に強い簡易水道、下水道施設の整備に努める。そのため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修・浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

#### (2) 簡易水道、下水道施設の災害予防事業の実施

##### イ 簡易水道

水道施設の整備については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に水供給機能が麻痺したときの社会的影響の大きさに鑑み、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。

##### ロ 下水道

下水道施設については、浄化センターや処理場の集中監視システムを活用するとともに、将来的には、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、光ファイバーにより、公共施設の被害状況の把握や災害発生時の緊急連絡用として利用できるように検討していくものとする。

### 2 港湾・漁港施設の災害予防

#### (1) 港湾・漁港施設災害予防事業の基本方針

港湾・漁港施設は、震災時の緊急物資及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、海上輸送拠点としての機能が発揮できるよう岸壁・護岸等の耐震化の推進に努める。

(2) 港湾・漁港施設災害予防事業の実施

拠点・港湾・漁港及びこれを補完する漁港を位置づけ、耐震性を強めた施設（岸壁・護岸等）の整備を進める。

3 道路施設の災害予防

(1) 道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすこととなるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

なお、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所については点検・補修を行うことにより耐震性の確保に努める。

(2) 道路施設災害予防事業の実施

道路施設の重要性に応じて、既存道路施設の耐震性の向上のための補強対策を実施する。

(イ) 道路の整備

震災時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、道路に隣接する法面土砂の崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握する。この結果、道路の防災補修工事が必要な箇所については、対策工事を実施する。

(ロ) トンネルの整備

震災時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要である箇所については、トンネルの補強を実施する。

緊急交通路については、姫島村地域防災計画「風水害等その他の災害対策編」第3部第2章第13節「緊急輸送」に定める。

## 第6節 特殊災害の予防

地震災害が発生した場合に危険が増大する物品又は災害によって人命等に多大な損害を及ぼす車輛等についての災害防止対策は、この節に定めるところによって実施するものとする。

### 1 危険物災害予防対策

近年、産業経済の発展に伴い、危険物の使用量が増加しているが、その維持管理については、一層厳正を期する必要がある。

#### (1) 危険物取扱施設の維持管理

村内の危険物の貯蔵所及び取扱所の維持管理等の指導は、消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところにより、国東市消防本部姫島出張所がこれにあたっている。また、災害の防止については、以下のとおり積極的な指導を行うものとする。

- イ 危険物取扱施設等の維持管理及び改修等の指導
- ロ 危険物の運搬等の指導
- ハ 危険物の保安管理指導

### 2 高圧ガス保安対策

高圧ガスに係る保安は、法による「規制」に加えて、事業者の「自主保安」の確保に務める。

- (1) 各事業者は、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害時における保安の確保は、事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等によりその推進を図るものとする。

## 第7節 防災調査研究の推進

村が実施すべき地震防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

### 1 防災研究の目的・内容

村内の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の災害事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波その他の災害予想危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の職員の早期招集・活動要領、自主防災組織の育成要領、村民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

### 2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できる体制づくりに努める。

## 第8節 社会資本の老朽化対策

村は、老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に務めるものとする。

## 第3章 災害に強い人づくり

第1節 防災訓練

第2節 防災教育

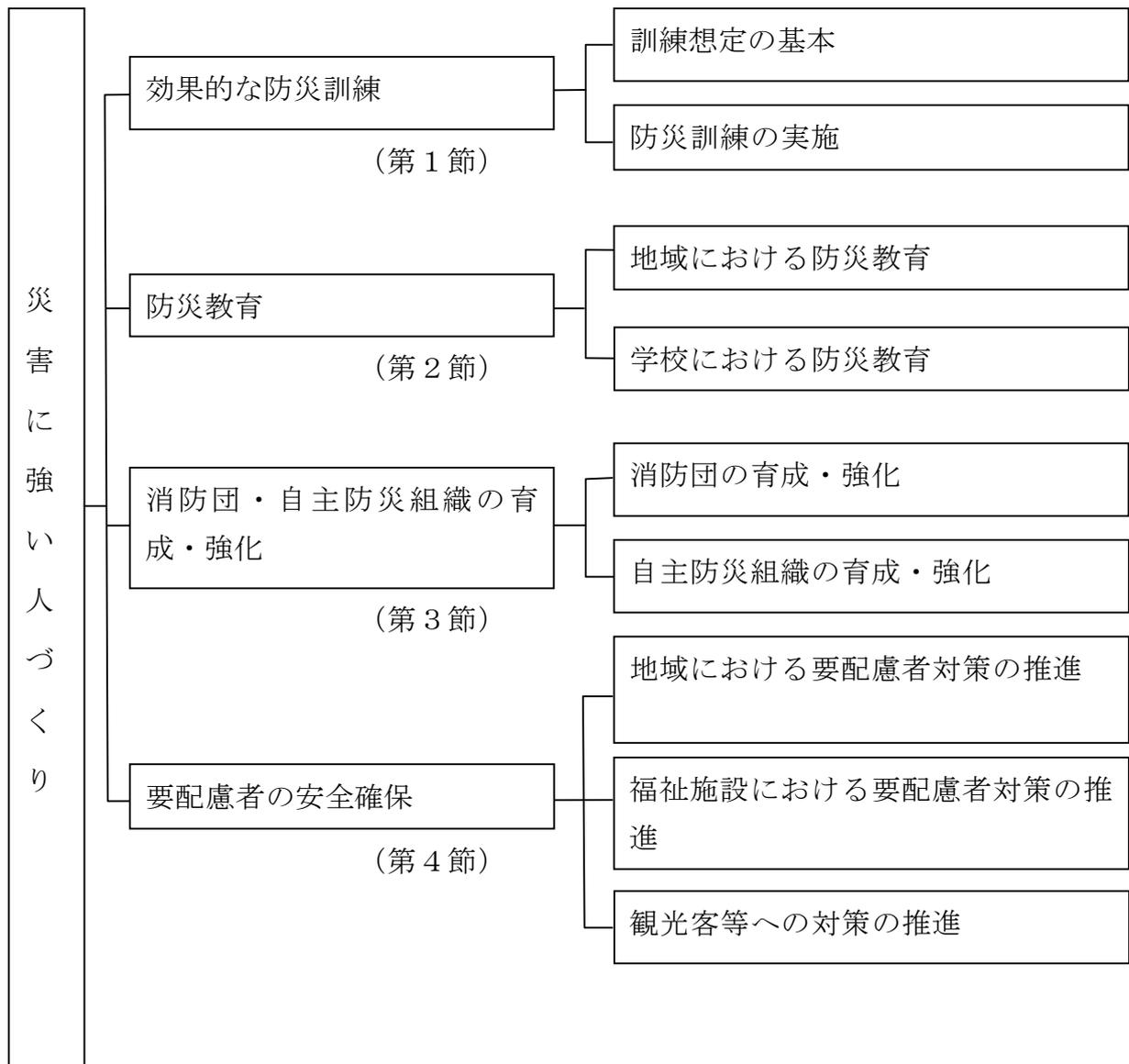
第3節 消防団・自主防災組織の育成・強化

第4節 要配慮者の安全確保

## 【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、「災害に強いむらづくり」や「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」に加えて、村の予防対策の主要な施策であり、村民の防災に対する意識及び知識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とする。

これらの節の体系図を以下に図示する。



## 第1節 防災訓練

地震・津波災害について防災活動に即応する体制を確立し、防災思想の普及を図るため、村及び防災関係機関並びに村民が一体となって実施する各種の防災訓練は、この節の定めるところによって実施するものとする。なお、防災訓練一般については、姫島村地域防災計画「風水害等その他災害対策編」を基本とするものとする。

### 1 訓練想定の基本

各種の防災訓練における想定地震・津波、想定津波高等は原則として次のとおりとする。

#### (1) 想定地震・津波

第1部第5章第1節1で想定する地震・津波とする。

#### (2) 想定津波高・津波到達時間

第1部第5章第1節2で想定する津波高及び津波到達時間とする。

本県の場合、南海トラフの巨大地震では、高さ1mの津波が最も早い地域では約26分後に到達するものと想定されている。これに対し、活断層型の地震が発生した場合、震源に近い地域では数分以内の津波到達が予想される。よって、これらを踏まえ、避難に要する時間の長短等を考慮に入れた避難訓練の実施が必要である。

### 2 防災訓練の実施

村は、津波による被害を防止するため、自主防災組織等とともに津波に対する防災訓練を実施する。津波に対しては自主避難行動が重要であることから、特にその啓発に努めるものとする。

#### (1) 住民等の防災訓練

村は、津波による被害のおそれのある地域の住民に対して、平時から指定緊急避難場所、避難路等を周知するとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化、活性化を図る。

#### (2) 教育施設での防災訓練

村は、学校等の教育施設において、児童・生徒等に対して津波に対する避難方法等を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動における津波対応について、引率者となる教職員等にその方法を周知する。

### (3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

村は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て避難訓練を行う。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練を行うことが必要である。

### (4) 船舶等の安全確保

村は、船舶関係者等の避難活動が迅速かつ適切に行えるよう、防災訓練等の実施にあわせて、あるいは別途、防災訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期、避難方法等について周知する。

## 3 防災訓練の成果の点検

各種防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、その後の防災施策に反映すべき事項を抽出する方式を確立する。

特に、地震防災訓練を実施し、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容を設定し、その成果を点検・評価し、防災施策に反映しうる仕組みを確立する。

## 第2節 防災教育

村職員及び村民に対する地震・津波災害を念頭においた防災教育は、この節の定めるところによって実施するものとする。

### 1 目標

東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。

また、避難に当たっては地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて村土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

#### (1) 職員に対する防災知識の普及

全職員に対して防災計画の内容及び運用等の徹底、災害気象の知識並びに災害時の活動等の教育を実施し、防災知識の普及を図る。

#### (2) 村民に対する防災知識の普及

イ 地域防災計画のうち、特に村民に周知させ、又は注意を喚起する必要がある、概ね次に掲げる事項等について、周知徹底を図るものとする。

- ① 気象及び災害の一般知識
- ② 情報等の通報の方法
- ③ 避難方法
- ④ 災害時における行動・責務
- ⑤ 姫島村における過去の災害及び危険箇所の周知

ロ 普及の方法

村民に対する防災知識の普及方法は、以下の方法により周知徹底を図るものとする。

- ① 広報紙、広報車による広報
- ② チラシの配布
- ③ 消防団による一般家庭防火査察
- ④ 高齢者教室等各種集会の利用

(3) 学校教育、社会教育に対する防災知識の普及

幼稚園、小・中学校における学校教育は、その発達段階に合わせ、青少年、婦人、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、その属性等を考慮して実施し、地震・津波に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

## 第3節 消防団・自主防災組織の育成・強化

消防団、自主防災組織の育成及び強化については、この節の定めるところによって推進する。

### 1 消防団の育成・強化

#### (1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は本村の消防・防災の中核として重要な役割を果たしており、また、本村の活力・生産力の中心世代が多く最も重要な組織の一つである。しかし、近年では漁業後継者等の不足、高齢化により団員数の維持確保が難しい状況にあるため、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

#### (2) 消防団の育成・強化策の推進

消防団員の結束力・知識・技能は、地区にとって有用なものであることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民・事業所等に消防団活動に対する理解を促進し、消防団への入団、協力の環境づくりを進める。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

### 2 自主防災組織の育成・強化

#### (1) 自主防災組織の必要性

災害が発生した場合は、その近くにいる者の適切な対処・処置により被害を最小限に食い止める事ができる。よって、その効果をいっそう高めるため、平成7年に行政区（6地区）を単位とした自主防災組織が結成された。

#### (2) 自主防災組織の整備の推進

本村にはもともと無常講等の組織があり、その隣保互助の精神はそのまま自主防災組織の精神に基づくものであり、被害の未然防止、軽減を図るうえで、より有効な防災対策となる。それらの機能に加えて、防災に対する知識及び意識の高揚を図るため、地区の行事等を利用して災害に対する知識及び処置の徹底に努め、併せて地域防災の担い手となるリーダーを育成する。

#### (3) 自主防災組織における資機材等の整備

活動をより効果的なものとするため、想定される地震被害に対応した装備や防災資機材等の整備を支援する。

### 3 自主防災組織に対する村の措置

村は、自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行うものとする。

また、防災関係機関（国東市消防本部姫島出張所）は、村の自主防災組織の育成に関し、指導を行うとともに地震災害に対する防災訓練などを通じて、災害の未然防止、拡大防止策が講じられるよう指導協力するものとする。

### 4 地域における津波からの避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに津波災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した津波からの避難計画づくりが求められる。

平成25年9月に策定した大分県津波避難計画策定指針に基づき、姫島村津波避難計画を策定するとともに、津波による浸水が予想される地域においては、自主防災組織等が地域の実情を反映した、実践的な地域避難行動計画を策定するものとする。

計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるため、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。

なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、村や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

また、津波からの避難計画づくりにおいては、徒歩による避難が原則であるが、特に津波到達時間が短い地域での避難方法や避難行動要支援者の支援方法等を検討する場合、自動車による避難も考慮する必要がある。

ただし、東日本大震災では、自動車での避難により過疎地域であっても、海岸沿いの幹線道路で渋滞に巻き込まれて津波に飲まれた事例もあったことから、自動車による避難については、地域の住民があらかじめ地域の状況（避難経路の状況、道路環境、昼夜の人口密度等）を把握し、災害時を想起して、様々な角度から検討し、合意形成した上で進めて行くことが必要である。

こうして策定した地域津波避難行動計画については、定期的に避難訓練を行うなどにより、内容を検証し、迅速かつ安全な避難行動に繋げていくことが大事である。

### 5 緊急避難場所及び避難所

村は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震・津波を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所については、村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な

管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定することが望ましい。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

## 第4節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところにより実施するものとする。

### 1 要配慮者の安全確保

災害の発生に伴い、避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務の他、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付け、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、村においては、災害の規模と行政機関等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害の発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務体制の確保に努める。
- (2) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定により、速やかに応援を要請する。
- (3) 県を通じ、厚生労働省社会・援護局に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請する。
- (4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が多くなることから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずる。
- (5) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等
  - イ. 村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
  - ロ. 村は、姫島村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。避難行動要支援者名簿に掲載する者

の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障がい者手帳1・2級を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者
- ⑤ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- ハ. 村は、避難支援等に関わる関係者として姫島村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別計画の作成に努めるものとする。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- ニ. 村は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。
- ホ. 県は、村における避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。
- ヘ. 県は、村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。

#### （6）福祉避難所の指定

村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所を離島センターに指定する。

## 2 傷病者対策の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合が考えられるので、これらの者に対する安全の確保及び医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

### 3 旅行者、外国人の安全確保

地震災害に遭遇した場合、旅行者や外国人等も要配慮者と同様に特別な配慮が必要となる場合が考えられるので、これらの者の安全確保や適切な避難誘導を行うための体制を整備する。

#### (1) 旅行者等の安全確保

イ. 村は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。

ロ. 村は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。

ハ. 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなど宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 外国人の安全確保

イ. 村は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。

ロ. 村は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動を支援できる体制を整備する。

### 4 社会福祉施設における要配慮者対策

#### (1) 組織体制の整備

イ. 村は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。また、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ロ. 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。また、村、自主防災組織、近隣住民と連携を取り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

#### (2) 防災設備等の整備

イ. 村は、社会福祉施設等の管理者を指導・支援し、災害時の施設利用者及び

入所者の安全確保のための防災設備等の整備を促進する。

ロ．社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防期間等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

イ．村は、県の支援を受け施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し、緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

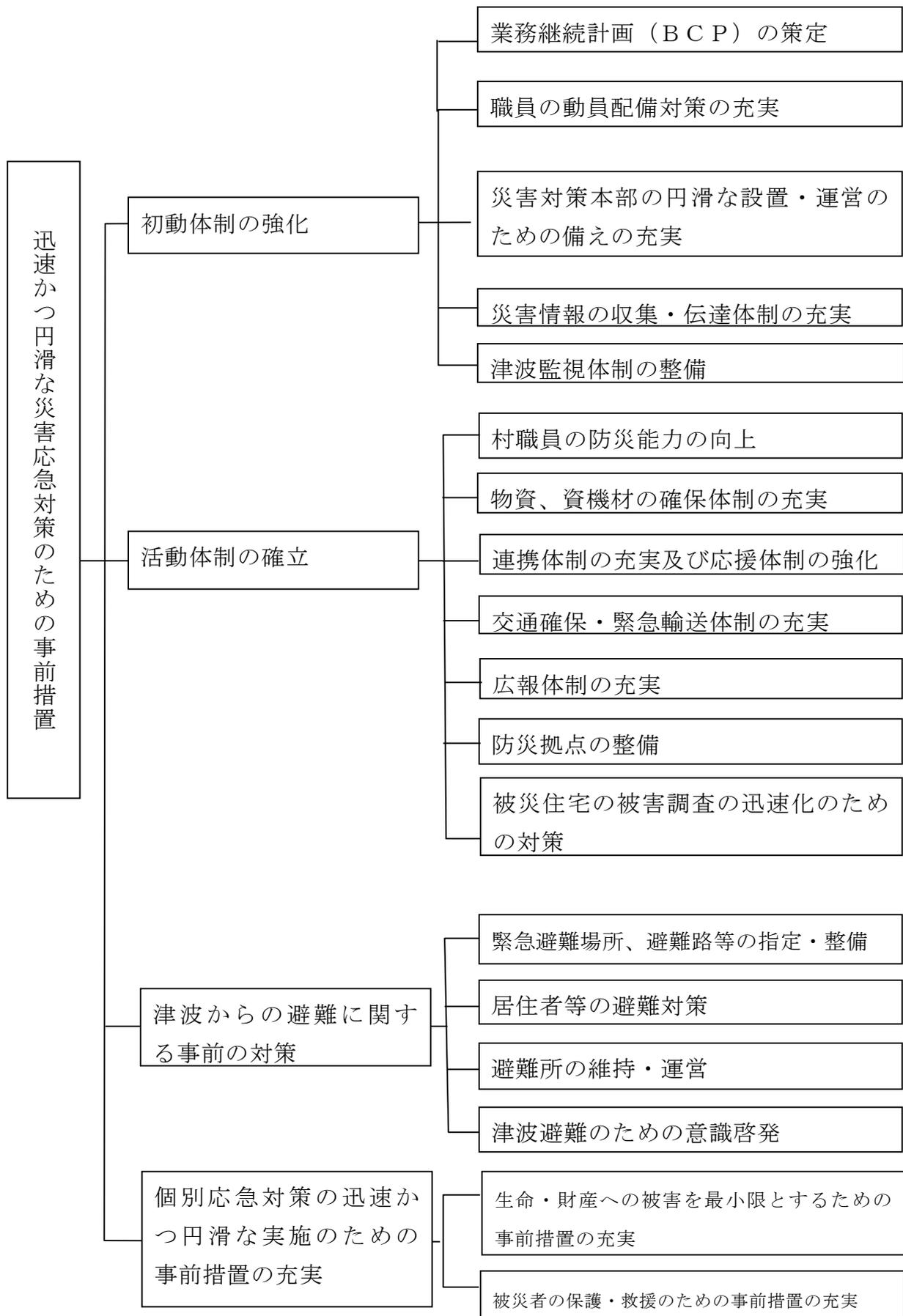
## 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

### 第1節 初動体制の強化

## 【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「津波からの避難に関する事前の対策」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を推進する。

これらの体系を以下に図示する。

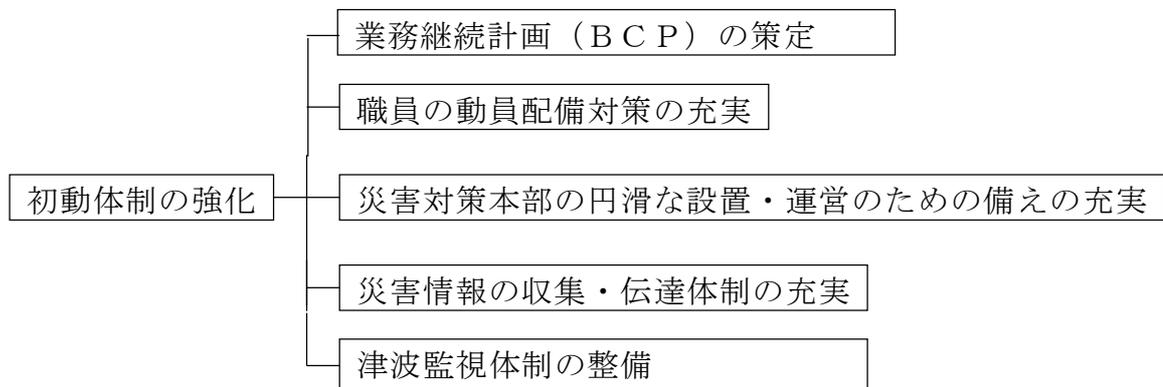


## 第1節 初動体制の強化

災害に強い村づくり、人づくりと同時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、実効性のある事前措置を以下のとおり推進するものとする。

### 1 初動体制の強化

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を素早く把握し、村の体制を早急に確立する必要があるため、以下の4つの点を重点に初動体制の強化を図る。



#### (1) 業務継続計画 (BCP (Business Continuity Plan) の略) の策定

村は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画 (BCP) を策定する。

この業務継続計画は、災害時における役場の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

また、村における業務継続計画 (BCP) 等が早期に策定できるよう県に支援を要請する。

#### (2) 受援計画の策定

村は、救助・救急、消化活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、村における受援計画が早期に策定できるよう県に支援を要請する。

#### (3) 職員の動員配備対策の充実

職員をできるだけ早くかつ、多く確保することは、初動期の活動を行うためには、絶対条件のひとつである。そこで、以下の対策を推進する。

イ 職員安否確認システムの導入

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して、安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できるシステムの導入を検討する。

ロ 24時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間内、勤務時間外を問わず常に職員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、職員による宿日直により24時間体制を執る。

ハ 職員の県民安全、安心メールへの登録促進の取組み

職員の参集手段として、職員の県民安全、安心メールへの登録促進を図る。

ニ 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等執務室等の安全確保を徹底する。

ホ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発生時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

また、物資の調達体制が確立するまでの間に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

(4) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑な災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

イ 災害対策本部設置基準の作成及び周知

各災害に対する連絡網の整備

ロ 災害対策本部がその能力を最大限に発揮できるよう、物資・食料等が確保(備蓄を含む)できるよう検討するものとする。

(5) 災害情報の収集・伝達体制の充実

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報(被害情報や応急対策活

動の実施状況等)を素早く把握し、村民へ伝達するため以下の対策を推進する。

イ 震度計の設置

地震による被害発生の可能性を最初に覚知する方法は、震度の把握である。現在、本村には、大分県震度情報ネットワークシステムにより、震度計を設置し、震度が地震発生後速やかに把握できる。

ロ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくこととする。

(6) 津波監視体制の整備

イ 海面監視体制の確立

震度4以上の揺れを感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがある。速やかにテレビ、ラジオの視聴等を行うとともに、安全な地点で海面の監視を行う体制がとれるよう、津波の監視場所、監視担当者、監視情報の伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

ロ 監視方法等

(イ) 海上からの監視

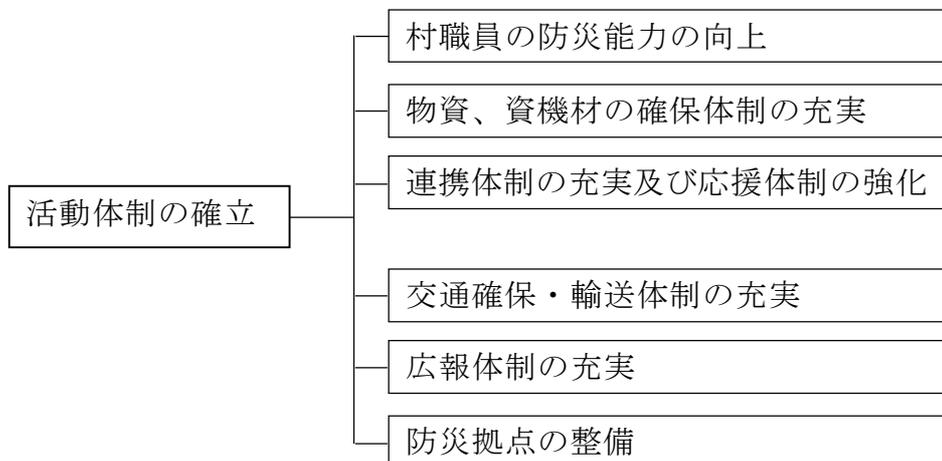
航行中の船舶及び出漁中の漁船等にあつては、異常な海象等を発見した場合は、速やかに無線等で通報するものとする。

(ロ) 遠方からの監視

地震発生直後からの潮位等の海面変化を監視するため、監視カメラでの遠方監視を行うものとする。

## 2 活動体制の確立

村の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。そこで、以下6つの点を重点に活動体制の確立を図る。



### (1) 村職員の防災能力の向上

村職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、防災に関する資料を各課に配布し、職員の意識の高揚に努める。

### (2) 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、救出救助用資機材や医薬品・食料・飲料水等の生活必需品等の確保が必要となるため、その所要量を確保できる体制を推進していく。

#### イ 救出救助用資機材の確保体制の充実

- ① 消防団及び自主防災組織の救出救助用資機材の整備促進
- ② 資機材を保有する建設業者等との協定の推進
- ③ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄の啓発

#### ロ 医薬品・医療資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は姫島村国保診療所において調達・補給を行い、普段から在庫の調査・調整を行うとともに、出入りの業者と緊急供給の方法を協議し確立しておくものとする。

#### ハ 食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

県等からの食料・水・被服寝具等の生活必需品の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は、家庭や地域等で確保できるような対策を講じるものとする。

- ① 家庭、社会福祉施設、旅館等への食料・水等の生活必需品の備蓄に関する啓発
- ② 村における食料・水・被服寝具等の生活用品の備蓄促進
- ③ 村内業者（商工会、農協、漁協等）との災害時の食料等緊急供給の方法の協議。

#### (3) 連携体制の充実及び応援体制の強化

本村は離島という地理的条件の中、海上交通の確保が必要となり、緊急時においては人員・物資等の輸送の速さ、物量共に陸上交通とは違った対応を考慮に入れ相互応援体制及び地域との連携体制の充実を図るものとする。

#### (4) 交通確保・輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

##### イ 交通規制計画の作成等

緊急通行上重要な道路が交通渋滞で機能麻痺しないよう、交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報版の整備を図る。

##### ロ 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障がいのある場合直ちに啓開できる体制を県及び関係団体の協力も得ながら整える。

##### ハ 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、村外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭において、緊急輸送基地を選定する。

##### ニ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内1か所以上臨時ヘリポート等を確保する。

##### ホ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確保がなされる必要がある。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略

化され、迅速に確認されるようになっている。そこで、本計画第3部の災害応急対策に基づいて使用する可能性の高い確実な車両（村有車両、協定等に基づく防災関係機関、民間の保有する車両）をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(5) 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報を村内外に的確に発信することは災害応急対策を円滑に進める上で重要となる。よって、広報体制については姫島村情報センターにおいて関係機関と協力して、情報の一元化を図る必要があるので普段からの的確な体制の充実を図るものとする。

(6) 防災拠点の整備

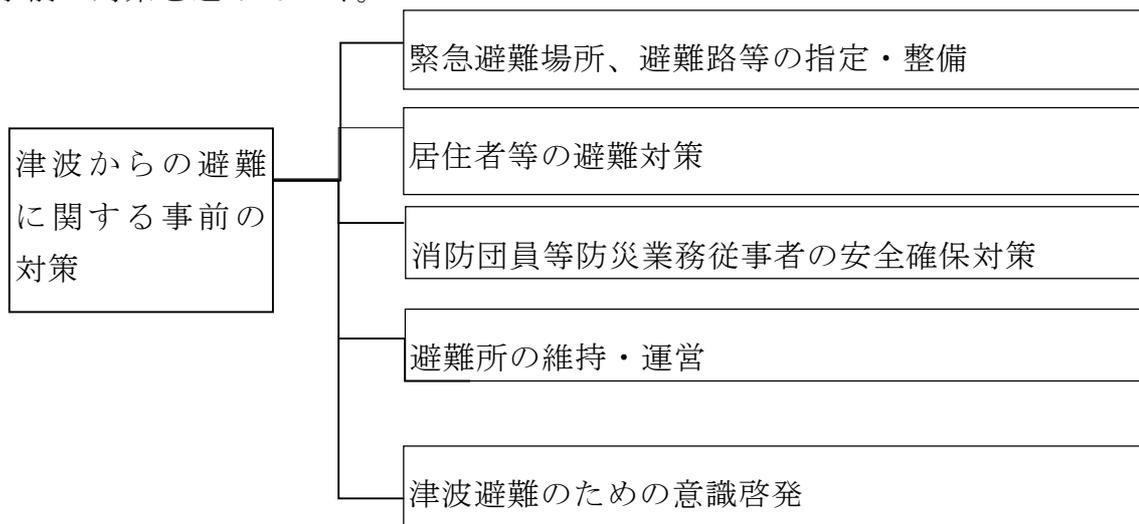
防災拠点は、避難所や災害応急対策活動等の拠点となる。各地区に地区公民館を中心とした防災拠点整備を推進していくものとする。

(7) 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援態勢の構築を図る。

3 津波からの避難に関する事前の対策

津波から迅速に避難するため、以下の4つの点を重点に津波からの避難に関する事前の対策を進めていく。



(1) 緊急避難場所、避難路等の指定・整備

イ 緊急避難場所、避難路等の指定

津波に対する人的被害を防止するため、あらかじめ緊急避難場所や避難路

が津波に対して危険な区域に位置していないかどうかを調査し、津波に対して安全な緊急避難場所、避難路を指定し、積極的に周知・広報するものとする。

ロ 緊急避難場所等の整備

地震が発生した場合、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下、「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区における緊急避難場所の計画的な整備を行うものとする。また、当該地域においては重点的に避難体制の整備を図るものとする。

ハ 避難路等の整備

地震発生に伴う土砂災害等のおそれのない避難路等、安全な避難路の整備・確保に努めるものとする。避難路の整備に当たっては、高台等への避難路には手すりをつけるとともに、道を平坦にして歩きやすくしておくなど高齢者等の要配慮者に配慮したものとする。

なお、避難がスムーズに行えるよう、避難路の整備とあわせて海拔表示板や避難所表示板等の整備も図るものとする。

ニ 夜間や停電時の避難対策

夜間でも安全に避難できるよう、指定緊急避難場所に投光器や発電機等の整備を図るものとする。また避難路の整備に当たっては、地震による停電時にも点灯可能な太陽蓄電式パネル等の導入を図るものとする。

なお、必要に応じて、海拔表示板や避難所表示板等に反射材等を活用するなど、夜間や停電時でも村民等に分かりやすい表示にすることが必要である。

(2) 居住者等の避難対策

村及び自主防災組織等は、要配慮者の避難について必要な支援を行うものとする。また、外国人、出張者及び観光客等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。

なお、この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮するものとする。

(3) 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

(4) 避難所の維持・運営

避難した居住者等は、自主防災組織等を中心に互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。

(5) 津波避難のための意識啓発

村民等が迅速かつ的確な避難を行うことができるよう、地域の実情を反映した地域避難行動計画の策定を支援するとともに、指定避難所、避難路等の街頭表示の整備、防災マップ等の配布について周知徹底するものとする。

4 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細やかな事前措置を施していく必要がある。よって、各々について以下の対策を講じていくこととする。

(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

村民の生命・財産への被害を最小限に止めるために、以下の対策を積極的に推進する。

イ 地震・津波に関する情報伝達体制の充実

津波や余震による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。このため、村は情報伝達体制の充実を図るとともに、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。また、村は、村内居住者等及び村内に一時滞在する観光客等に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、屋外拡声機の整備及び全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等情報伝達手段の多様化を図る。

ロ 救出救助対策の充実

- ① 消防機関、警察、消防団との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施
- ② 自主防災組織の救出救助資機材（避難所情報サインを含む。）の充実

ハ 消防対策の充実

火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、消防ポンプ及び消防水利等の更新、増設機能の向上を計画的に図る。また、消防団員を確保するため、地域住民・事業所への協力依頼を積極的に行うものとする。

- ① 消防ポンプの定期的な入替え、消防水利の増設の推進
- ② 消防団員の確保を図るため、地域住民・事業所への協力依頼

ニ 各種情報システム・データの適切な保全

村民生活に密接に関連するものや各種行政関連事務に係る情報システム・データについて、被害を最小限に抑えるため、適切な保全、バックアップ体制を整備するとともに、その運用を的確かつ円滑に行うものとする。また、遠隔地における各種データの保全整備の検討を行うものとする。

## (2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

### イ 村有施設の防災拠点化の推進

村有施設が防災拠点として機能するために、施設の改修時には、防災機能の強化を図るものとする。

### ロ 家庭、社会福祉施設、旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活必需品等により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間、各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。

### ハ 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

- ① 学校等の教育施設が避難場所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所等）及び学校職員の行動方針等の検討。
- ② 村外通勤教員の連絡体制の検討。
- ③ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒の被災状況の把握方法の検討。
- ④ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討。
- ⑤ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導。

### ニ 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

### ホ 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、村は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討するとともに、被災者台帳に係るシステムの導入について検討する。

## 5 救助物資の備蓄

東日本大震災を踏まえ、村内の最大避難者数を206人と想定し、村外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限度必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。

## 第 3 部 災害応急対策

## 第 1 章 災害応急対策の基本方針等

第 1 節 災害応急対策の基本方針

第 2 節 村民に期待する行動

第 3 節 災害応急対策の体系

## 第1節 災害応急対策の基本方針

### 1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

地震による村民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速・的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、災害応急対策の遂行に必要な情報を収集し、防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくものとする。

### 2 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

高齢化の進展により、援護を要する高齢者が増加しつつあること、また、観光客等にも留意した災害応急対策が遂行されなければならない。これらの人々に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

### 3 迅速な情報の提供

災害後の村民の生活安定のためには、正確な情報を村民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。

本村には姫島村情報センターを中心にしたケーブルテレビ網と各家庭設置の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備があり、災害後はこれらの設備にも被害が及んでいる可能性があるため、情報センターの設備による情報提供を行う他、貼り紙、チラシ、広報紙、広報車等多様な方法を用いて広報することとする。

## 第2節 村民に期待する行動

「自らの生命・財産は自らの手で守る」、また、「自分たちの地域を自分たちの手で守る」ことは、防災の原点である。村に於いても最大限の防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、地震・津波による被害を最小限に止めるため、村民に対して次のような行動を期待するものである。

### 1 家庭

#### (1) 的確な避難

日頃から自分の周囲にどういう災害が発生する恐れがあるか（家屋の状態、周囲の山・崖・津波等の影響）検討し、安全な場所に迅速に避難する。

#### (2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

#### (3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、医療機関へ搬送できる体制を取っておく。

#### (4) 的確な防災機関への通報

災害発生のおそれがあると判断した場合、消防署、警察署（駐在所）等へは落ち着いて迅速に通報するものとする。

#### (5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ等によって正しい情報の把握に努める（むやみに役場、消防署、警察署に問い合わせることは、救済活動を妨げることがある）。

区長、駐在員、消防団員等を通じて情報の提供を行う。

### 2 地域（班、駐在区、自主防災組織）

#### (1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所へ迅速に避難する。また、避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、村職員等に協力する。

#### (2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して、消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材を活用して、二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに村職員、消防団、防災機関等の出動時には、その指示にしたがって適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、医療機関へ搬送する。

(5) 近所の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、役場、消防署、警察署（駐在所）等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

地震発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等用いて初期消火に努める。また、消防署、消防団の出動時には、その指示にしたがって適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

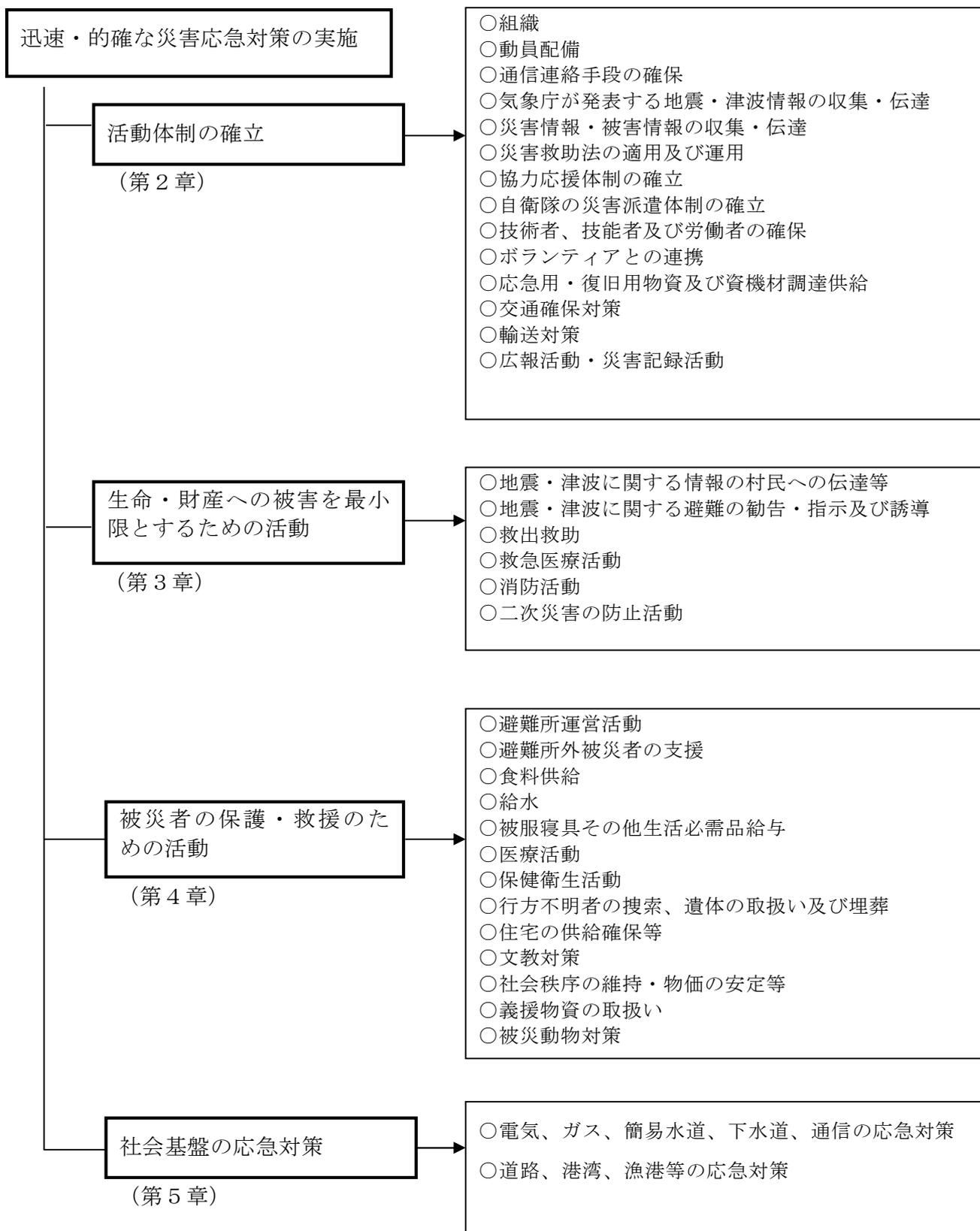
事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、医療機関へ搬送する。

(4) 地域の防災活動への協力

地域の防災活動に積極的に協力する。

## 第3節 災害応急対策の体系

第2章～第5章に示す災害応急対策の体系は、次のとおりである。



## 第2章 活動体制の確立

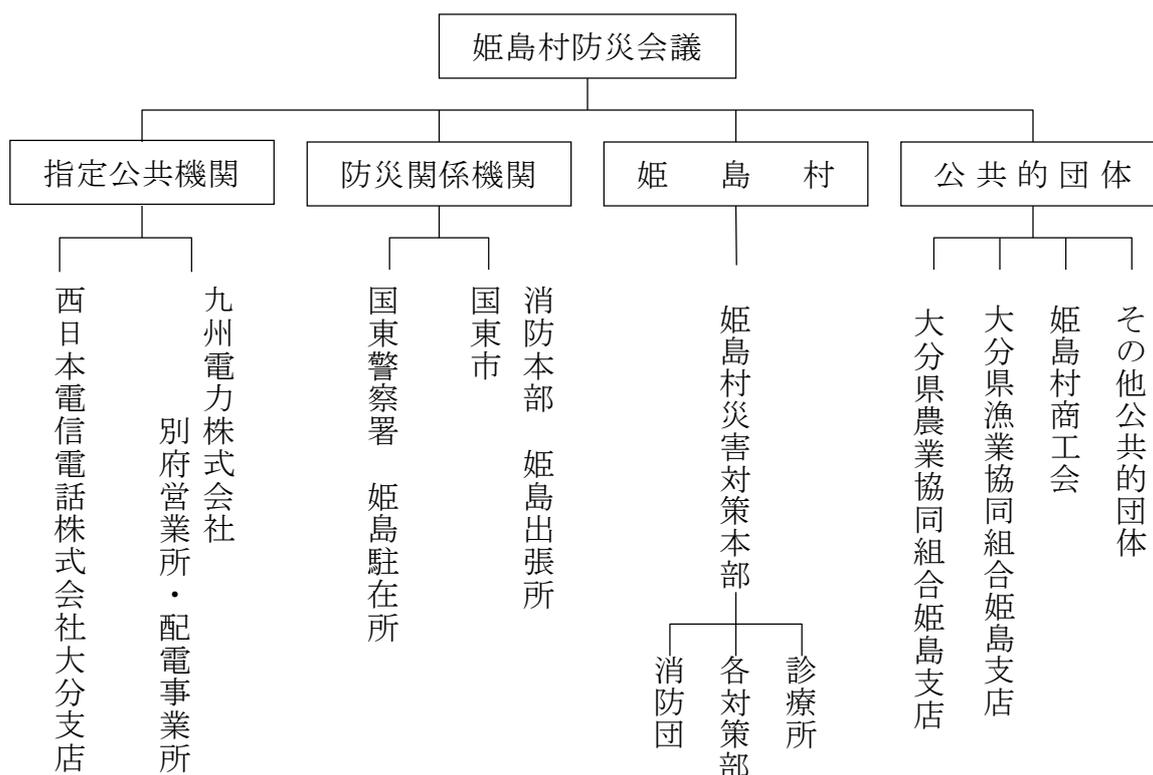
- 第1節 組織
- 第2節 動員配備
- 第3節 通信連絡手段の確保
- 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集・伝達
- 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第6節 災害救助法の適用及び運用
- 第7節 応援協力体制の確立
- 第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立
- 第9節 技術者、技能者及び労働者の確保
- 第10節 ボランティアとの連携
- 第11節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給
- 第12節 交通確保対策
- 第13節 輸送対策
- 第14節 広報活動・災害記録活動

# 第1節 組織

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

## 1 活動組織系統図

姫島村の系統的な防災活動組織は、概ね次のとおりである。



## 2 平常時における組織体制

平常時においては、総務課内に災害対策連絡室を設置し災害の発生に備える。

### (1) 災害対策連絡室の設置

防災事務の処理に関し、常時必要な連絡調整を図るとともに、地震発生時に迅速かつ的確に対処するため、総務課を主管とした災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置(姫島村災害対策本部が設置された場合を除く。)する。

### (2) 連絡室の業務

イ 第2部「災害予防」に記載された事項の推進を図る。

ロ 地震・津波による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に以下の活動を集中的かつ統一的に行う。

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 関係機関等に対する災害対策上の通報
- ③ 本部設置の事前準備
- ④ その他緊急な応急措置に関すること

なお、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の体制のもとに継続した災害応急対策の業務を推進する。

ハ 大分地方気象台からの津波予報等の伝達等に備え、時間外においても宿日直の職員に連絡体制の周知徹底を図り、突発的な災害に対応する。

(3) 連絡室の組織及び職員は、次のとおりとする。

室長	室員	◎ 防災連絡員	地震警戒配備	津波警戒配備
総務課長	総務課長	総務課長	○	○
		◎総務課長補佐	○	○
		◎防災担当	○	○
	出納室長	◎出納室長		○
	企画振興課長	企画振興課長	○	
	情報センター	情報センター所長	○	○
	議会事務局長	議会事務局長	○	○
	税務課長	税務課長	○	○
		◎同課長補佐	○	*
	住民福祉課長	住民福祉課長	○	○
		◎同課長補佐	○	*
	姫寿苑所長	姫寿苑所長	○	○
	生活環境課長	生活環境課長	○	○
		◎同課長補佐	○	*
	健康推進課長	健康推進課長	○	○
		◎同課参事	○	○
	水産・観光 商工課長	水産・観光商工課長	○	○
	建設課長	建設課長	○	○
		◎同課参事	○	○
		◎同課長補佐	○	*
	学校教育課長	学校教育課長	○	○
	社会教育課長	社会教育課長	○	○
	診療所長	◎診療所事務長	○	○
船舶課長	船舶課長	○	○	
	◎第一姫島丸船長		○	
	◎第二姫島丸船長		○	

(注)○：当該体制・当初から勤務する職員

\*：当該体制・当初から必要に応じて勤務する職員

### 3 災害対策本部を設置した場合の体制

村長は、姫島村災害対策本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害対策本部を設置する。

#### (1) 本部の組織

##### イ 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害発生時に逐次開催する。協議事項として災害応急対策の基本方針、その他の防災に関する

る重要事項について協議を行う。

ロ 対策部

各対策部長を長として、各対策部の職員により構成され、別に定める分掌事務に従って具体的な災害応急対策活動を行う。

ハ 本部職員

本部職員は、次のとおり区分する。

本部長：村長

副本部長：副村長教育長

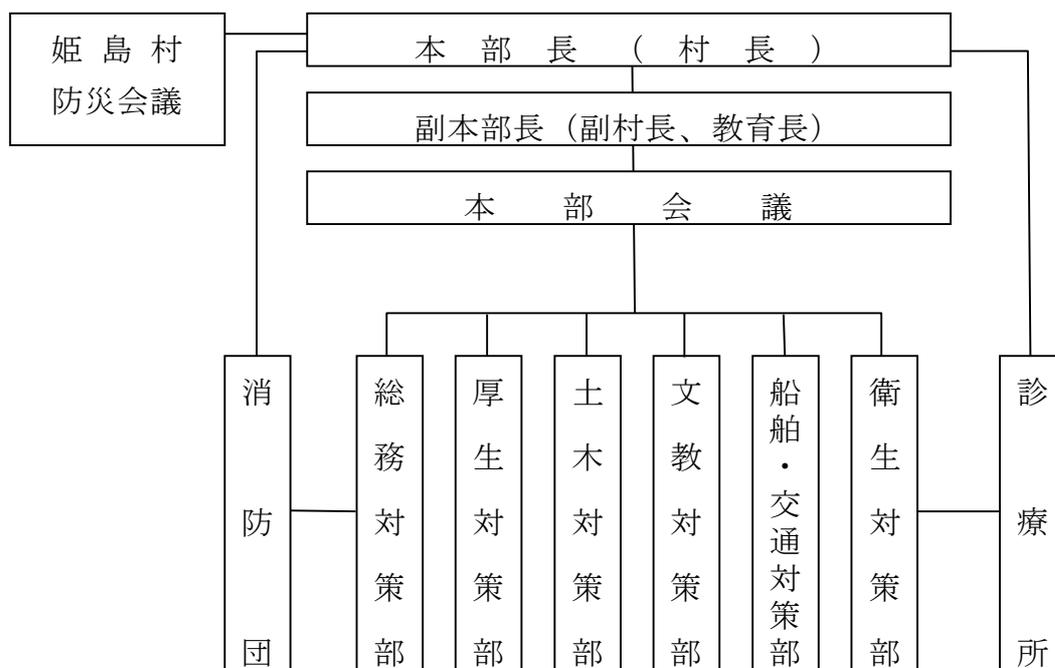
本部員：各対策部長

対策部員：本部員を長とする各対策部の職員

ニ 本部長が不在等の場合の責任体制

本部長が不在等の場合は、副本部長がその責務を代行する。

本部の組織は、次のとおりとする。



(2) 本部の設置及び廃止

イ 本部の設置

村長は、本部を次の基準により設置する。

姫島村災害対策本部設置基準	
1	村内で震度5弱以上の地震が発生し、気象庁が地震情報を発表したとき
2	気象庁が、大分県瀬戸内海沿岸に津波警報を発表したとき
3	その他、村長が特に必要と認めるとき

※震度階級については、「参考資料」15を参照

ロ 本部の位置

本部は、姫島村役場に置く。（電話 8 7 - 2 1 1 1）

ハ 本部の廃止

村長は、概ね次の場合に本部を廃止する。

- ① 当該災害にかかる災害予防及び災害応急対策が概ね終了したと認められるとき。
- ② 発生が予想された災害にかかる危険が解除されたと認められるとき。

(3) 本部の設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、次の防災関係機関に通知するものとする。

- イ 東部振興局（地区本部）
- ロ 国東警察署姫島駐在所
- ハ 国東市消防本部姫島出張所
- ニ その他必要と認められる機関

(4) 災害時における各対策部の分掌事務

各対策部分掌事務は、概ね次に掲げるとおりとする。

イ 総務対策部（総務課、企画振興課、議会事務局、出納室）

対策部名 (部長)	分 掌 事 務
総務対策部 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部事務の総合調整に関する事。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・警報発令及び避難指示、勧告に関する事。</li> <li>・被害状況の総合取りまとめ、及び報告に関する事。</li> <li>・自衛隊の派遣要請に関する事。</li> <li>・り災証明に関する事。</li> <li>・災害応急対策費の予算措置に関する事。</li> <li>・災害情報の収集、伝達に関する事。</li> <li>・消防団との連絡に関する事。</li> <li>・警報の発令、伝達に関する事。</li> <li>・気象情報等の受理及び報告に関する事。</li> <li>・災害応急業務の事前命令に関する事。</li> <li>・消防資機材の確保及び輸送に関する事。</li> <li>・村有財産の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>・職員の配備に関する事。</li> <li>・本部用車両等の調達・配車・管理に関する事。</li> <li>・各対策部との連絡調整に関する事。</li> <li>・義援物資等の必要量の把握、配分計画に関する事</li> <li>・広報、報道関係に関する事</li> <li>・災害記録に関する事</li> </ul>

ロ 厚生対策部（住民福祉課、税務課、姫寿苑、保育所）

対策部名 (部長)	分 掌 事 務
厚生対策部 (住民福祉 課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要食糧の確保及び配給並びに非常炊出しに関する事。</li> <li>・身元不明者の処理に関する事。</li> <li>・被災者に対する生活保護の適用に関する事。</li> <li>・被災者に対する身体障害者福祉法、老人福祉法の適用に関する事。</li> <li>・義援(見舞)金品等の受領、保管及び配分に関する事。</li> <li>・避難所の開設(設営を除く。)及び管理に関する事。</li> <li>・避難者の収容、保護に関する事。</li> <li>・保育所に関する事。</li> <li>・姫寿苑に関する事。</li> <li>・被災家庭、被災者の被害状況の調査及びり災固定資産の損害額評定に関する事。</li> <li>・被災者の村税及び保険税の減免に関する事。</li> <li>・日赤、共同募金会等との連絡に関する事。</li> </ul>

ハ 土木対策部（建設課、水産・観光商工課）

対策部名 (部長)	分 掌 事 務
土木対策部 (建設課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港、漁業用資産並びに観光施設の災害対策及び被害の状況の調査に関する事。</li> <li>・高潮対策に関する事。</li> <li>・土木災害全般の被害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>・被災地の障害物の除去に関する事。</li> <li>・建設業者への連絡に関する事。</li> <li>・災害対策のための労務者に関する事。</li> <li>・道路、橋りょう、河川その他の土木施設の災害対策及び被害状況の調査に関する事。</li> <li>・地すべり対策に関する事。</li> <li>・被災地における道路交通の禁止及び制限に関する事。</li> <li>・応急対策用資機材、物資の調達並びに緊急輸送に関する事。</li> <li>・災害救助用仮設住宅の建設、管理及び被災住宅の応急修理に関する事。</li> <li>・避難所の設営に関する事。</li> <li>・被災地に対する飲料水の供給に関する事。</li> <li>・農作物の災害対策及び被害状況の調査に関する事。</li> <li>・農地、農業用施設の災害対策及び被害状況の調査に関する事。</li> <li>・公園の被害調査及び災害応急対策に関する事。</li> <li>・健康管理センターの災害対策及び被害状況の調査に関する事。</li> <li>・がれきの処理計画に関する事。</li> </ul>

ニ 文教対策部（教育委員会）

対策部名 (部長)	分 掌 事 務
文教対策部 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育施設の災害対策及び被害状況の調査に関する事。</li> <li>・生徒・児童・園児の安全及び被害状況の調査に関する事。</li> <li>・被災地における生徒・児童・園児の就学確保に関する事。</li> <li>・災害救助用学用品の給与に関する事。</li> <li>・応急教育に関する事。</li> <li>・被災教育施設及び被災生徒・児童・園児の保健衛生に関する事。</li> <li>・災害時における学校給食対策に関する事。</li> <li>・公民館及び文化財の災害対策及び被害状況の調査に関する事。</li> <li>・青年団・婦人会等社会教育団体との連絡及び協力依頼に関する事。</li> </ul>

ホ 船舶・交通対策部（船舶課）

対策部名 (部長)	分 掌 事 務
船舶・交通 対策部 (船舶課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1、2 姫島丸の災害対策及び被害の状況の調査に関する事 こと。</li> <li>・ 船客待合所の被害調査に関する事 こと。</li> <li>・ 災害救助物資の輸送に関する事 こと。</li> <li>・ 潮位の調査に関する事 こと。</li> <li>・ 緊急海運施設の確保に関する事 こと。</li> </ul>

へ 衛生対策部（生活環境課、健康推進課）

対策部名 (部長)	分 掌 事 務
衛生対策部 (生活環境 課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地の伝染病予防に関する事 こと。</li> <li>・ 被災者の保健衛生指導に関する事 こと。</li> <li>・ 被災地の環境衛生及び防疫に関する事 こと。</li> <li>・ 被災地のごみ、し尿収集運搬に関する事 こと。</li> <li>・ 救護所の設営に関する事 こと。</li> <li>・ 環境衛生施設の災害対策及び被害の状況の調査に関する事 こと。</li> <li>・ 簡易水道、下水道の被害状況に関する事 こと。</li> </ul>

(5) 災害時における国保診療所の分掌事務

国保診療所は、概ね次に掲げる分掌事務を行う。

- ・ 医療機関施設の被害調査に関する事  
こと
- ・ 負傷者の収容に関する調整及び情報提供に関する事  
こと
- ・ 医師会、看護協会等関係団体との連絡調整に関する事  
こと
- ・ 防疫対策の指導監督に関する事  
こと
- ・ 入院患者の保健医療の確保と医療救護班の編成に関する事  
こと
- ・ 医薬品及び衛生材料の調達等に係る連絡調整に関する事  
こと

(6) 災害時における消防団の分掌事務

消防団は、団長の指揮のもと概ね次に掲げる分掌事務を行う。

- ・ 災害の警戒防禦に関する事  
こと。
- ・ 緊急避難の指示・勧告、誘導及び移送に関する事  
こと。
- ・ 人命救助及び緊急に関する事  
こと。
- ・ 行方不明者の捜索に関する事  
こと。
- ・ 警戒区域の設定に関する事  
こと。
- ・ 関係機関との連絡調整に関する事  
こと。
- ・ 消防団員の動員に関する事  
こと。

## 第2節 動員配備

災害時において、防災機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節に定めるところによって実施するものとする。

### 1 動員配備体制の確立

災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員等の動員配備は、あらかじめ必要な手続き及び方法を確立しておくものとし、その実施にあたっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定めるものとする。

### 2 動員配備体制

#### (1) 本部職員等の動員順序

##### (イ)警戒体制（地震）職員

「第2章 第1節 組織2(3)」により指名された職員。

##### (ロ)警戒体制（津波）職員

「第2章 第1節 組織2(3)」により指名された職員。

##### (ハ)第1次体制

災害に関する情報の収集及び伝達並びに特に緊急を要する災害予防又は、災害応急対策を実施する体制としてあらかじめ指定された職員

##### (ニ)第2次体制

災害の拡大に応じて第1次体制を強化するとともに、災害の経過に応じて集中的かつ総合的な災害応急対策を実施する体制として、あらかじめ指名された職員。

##### (ホ)第3次体制

本部の全機能をあげて、強力かつ総合的な災害応急対策を実施する体制として全職員が配備につく。

(2) 地震・津波に係る動員配備基準及び配備人員

区分	体制	配 備 基 準	配 備 要 員
災害対策本部未設置	警戒体制	1 村内で震動4を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき	・災害対策連絡室警戒体制の職員
		2 気象庁が大分県瀬戸内海沿岸に津波注意報を発表したとき	
災害対策本部設置	第1次配備	1 村内で震度5弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき（震度5弱程度の地震を覚知したときも含む。）	・災害対策本部第1次体制の職員（課長補佐以上）
		2 村内に地震による局地的な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき	
	第2次配備	1 気象庁が大分県瀬戸内海沿岸に津波警報を発表したとき	・災害対策本部第2次体制の職員（主事・課長補佐以上）
		2 村内に津波による局地的な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき	
	第3次配備	1 村内で震度6強以上を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき	全職員
		2 上記第2次配備体制を強化し、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき	
第3次配備	1 気象庁が大分県瀬戸内海沿岸に津波警報を引き続き発表し、上記第2次配備体制を強化し、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき	全職員	
	2 気象庁が大分県瀬戸内海沿岸に津波警報を発表したとき		

(3) 動員配備方針

職員は、配備基準に該当する地震等が発生した場合、動員・配備の指令を待たず、以下により直ちに配備体制につく（夜間、休日等の時間外を含む。）。

なお、配備体制の変更等については、必要に応じて(4)に示す動員系統により動員配備に関する指示を行う。

イ 警戒配備の配備基準の1の場合

- ①災害対策連絡室のうち地震対策に係る人員  
姫島村役場に参集する。

ロ 警戒配備の配備基準の2の場合

- ①災害対策連絡室の人員のうち津波対策に係る人員  
姫島村役場に参集する。

ハ 第1次配備の場合

- ①災害対策本部第1次体制の人員  
第1次体制の人員は、姫島村役場に参集する。
- ②その他の職員  
動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

ニ 第2次配備の場合

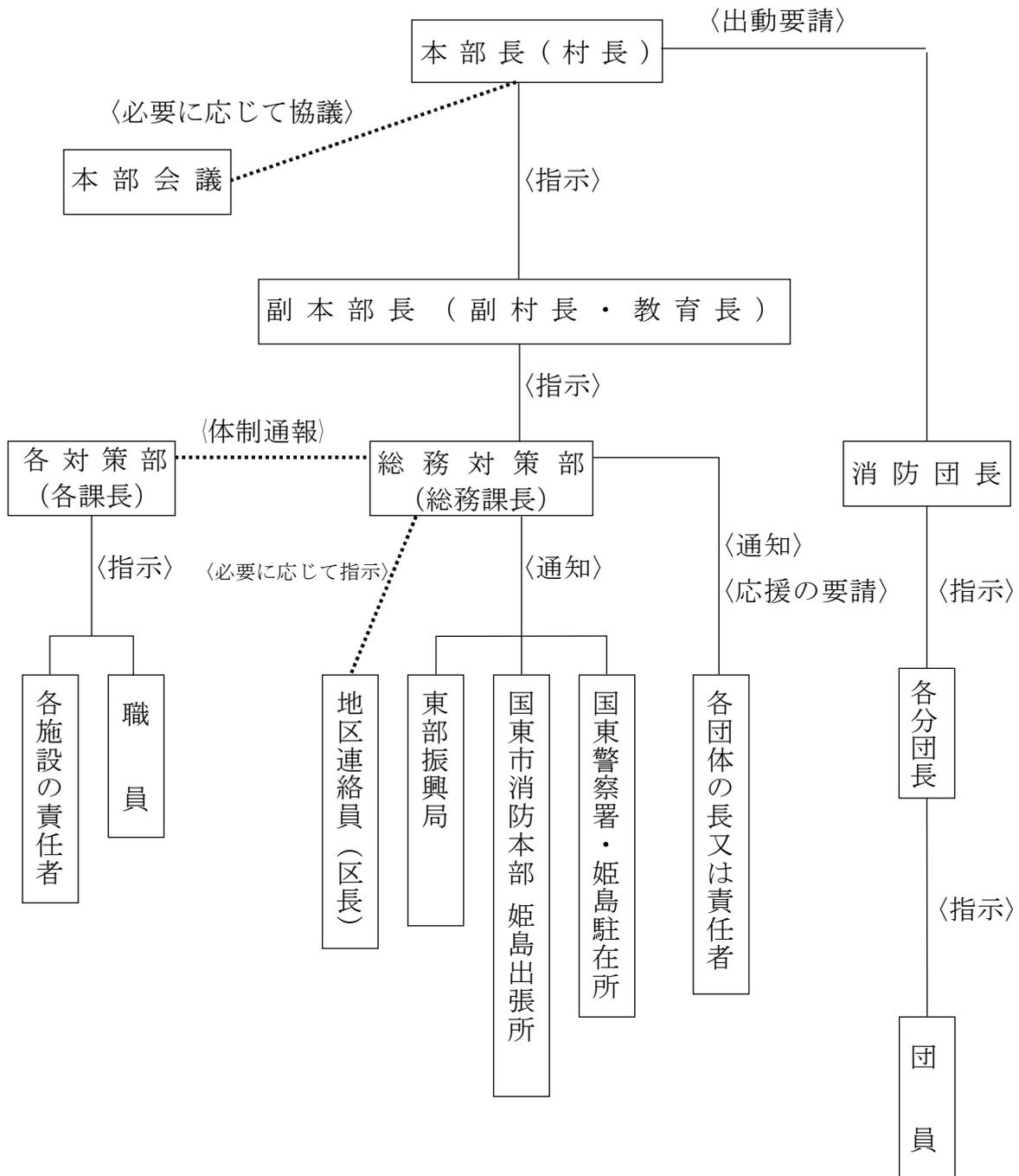
- ①災害対策本部第2次体制の人員  
第2次体制の人員は、役場に参集する。
- ②その他の職員  
動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

ホ 第3次配備の場合

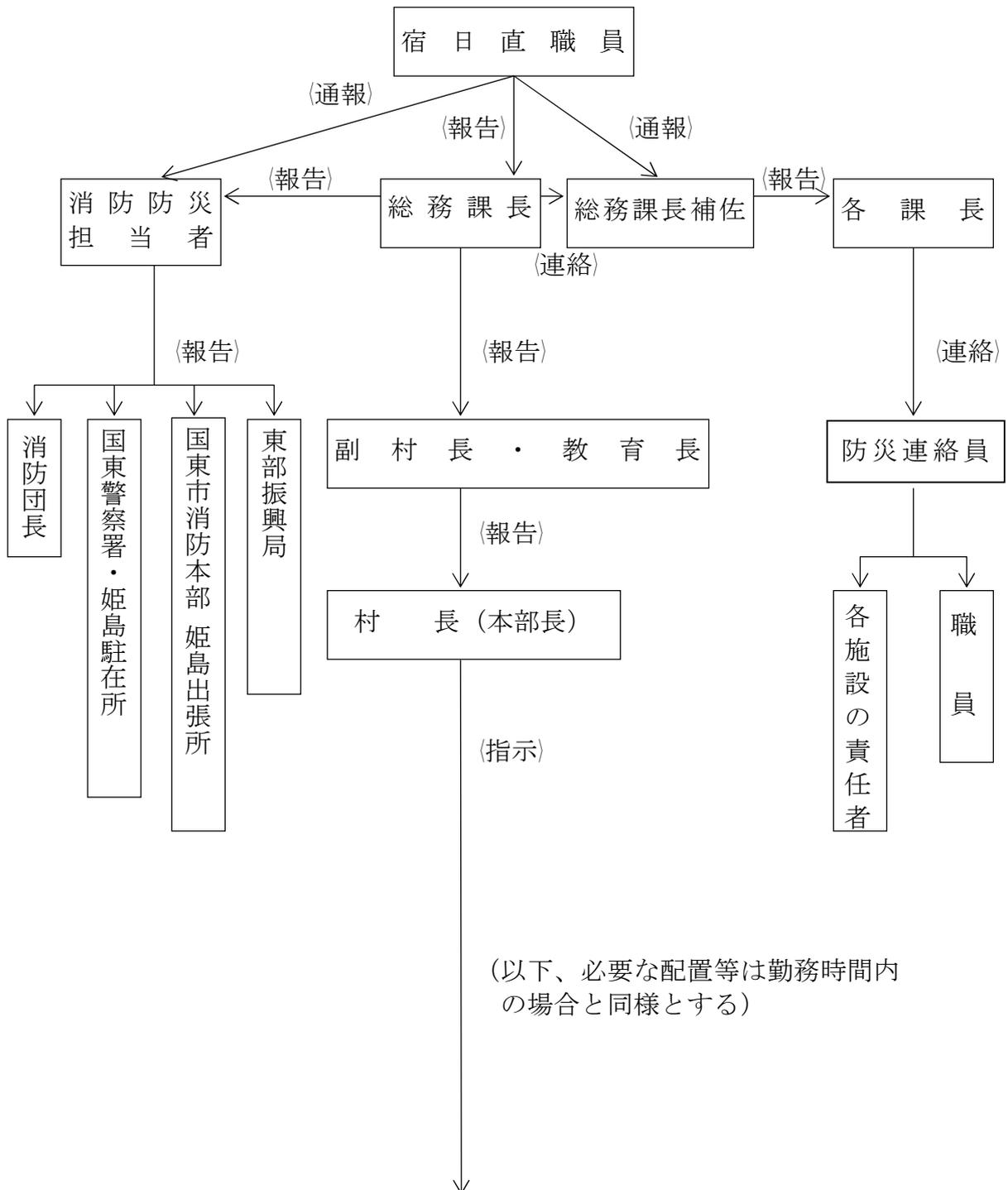
- ①災害対策本部第3次体制の人員  
全ての職員は、姫島村役場に参集する。（非常時において優先すべき通常業務に従事する者を除く。）

(4) 本部職員等の動員方法及び系統  
電話その他迅速、的確な方法により必要な職員に連絡する。

イ 通常の勤務時間内



ロ 勤務時間外



### 第3節 通信連絡手段の確保

災害時において、災害を防御し、又はその拡大を防止するため必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところにより実施するものとする。

#### 1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し必要とする通信連絡の方法を確立するため、対策本部及び消防団は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、村内の防災関係機関の保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。

##### (1) 通信連絡手段の確保

通信連絡手段の確保に関しては次のとおり実施するものとする。

イ 電話及び通信用資機材等の点検・確認。

ロ 総務対策部長は、庁内電話のうちから災害通信専用電話（電話87-3670）を指定し、指定された電話は、災害通信以外に使用しないものとする。

ハ 県及び県内市町村との災害通信は、防災行政無線を利用するものとする。

ニ 災害のため、NTT回線電話等の利用が不可能である場合は、連絡員を派遣して連絡手段を講じるものとする。また、必要に応じて漁業無線及び村内アマチュア無線愛好家に通信の要請を行う等の対応をとることとする。

## 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集・伝達

気象庁が発表する震度速報、地震情報（「震源・震度に関する情報」、「各地の震度に関する情報」）、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達に関する要領等は、この節に定めるところである。

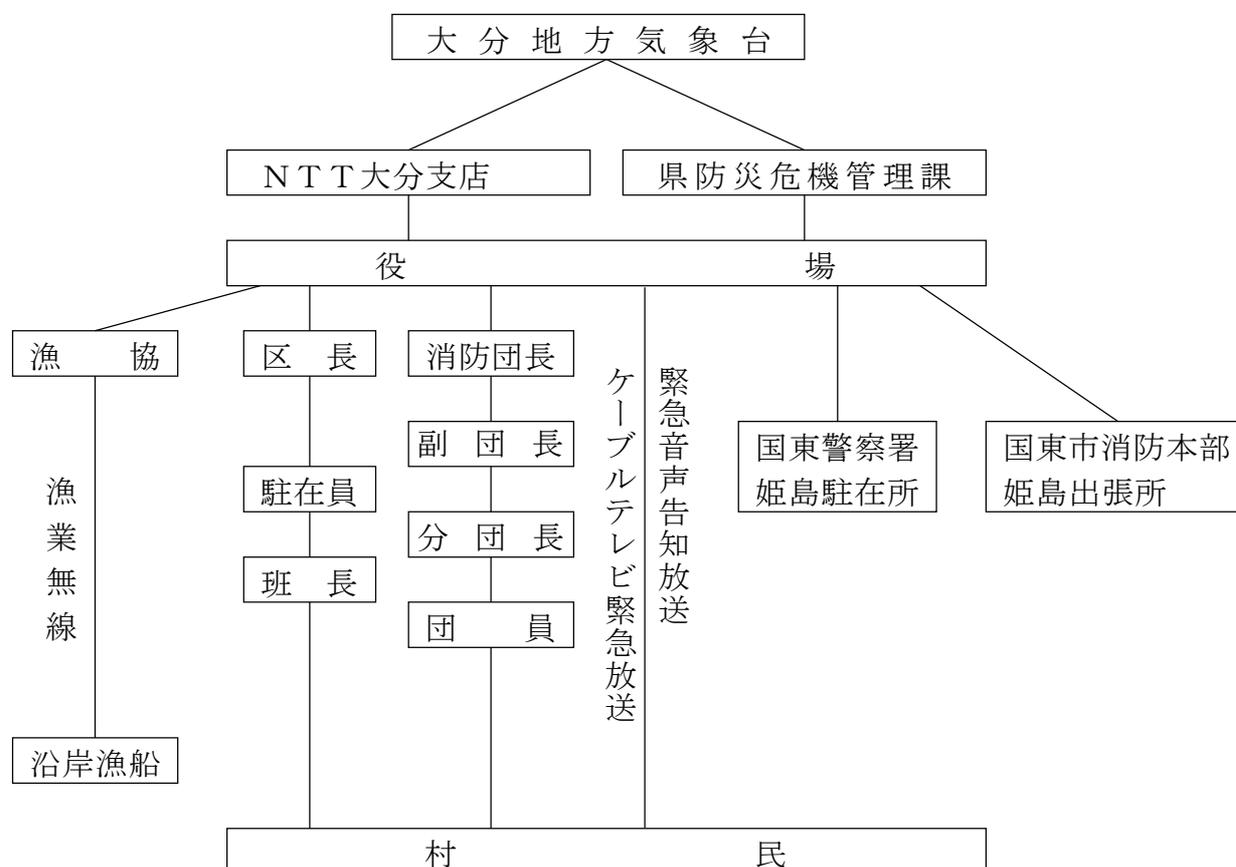
### 1 基本方針

地震発生後気象庁から発表される震度速報、地震情報、津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報については、第一次的には各防災関係機関において、以下の通常の伝達ルートを持たず、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手するものとする。初期の段階から村内の防災関係機関が一丸となって村民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整えるため、各防災関係機関は、揺れの大小に関わらず直ちにテレビ・ラジオ等からの情報に留意する。

### 2 防災気象情報の収集・伝達

大分地方気象台及び関係機関から地震情報等を入手し、防災上必要と認める場合は、その情報を可能な限り迅速、かつ的確にケーブルテレビ・音声告知・自治組織・消防団・広報車等を使って村民へ伝達する。

地震情報伝達系統図



## 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における災害に関する情報及び被害に関する情報の収集・伝達は、この節の定めるところにより実施する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、村は、防災GIS（地理情報システム）を活用する。

### 1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び被害に関する情報は、村内に所在する関係機関等に協力を求めて調査収集するとともに総務対策部において取りまとめた後、必要に応じて村民等に伝達する。

### 2 災害情報・被害情報の収集・伝達活動

#### (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立

本部を設置した場合、災害情報・被害情報の収集体制を確立するため、各対策部会は必要な情報を収集し総務対策部において取りまとめる。また、総務対策部は必要に応じて被害地に連絡員を派遣し情勢の収集にあたる。

被害の調査は、調査班を編成し以下の情報を中心に収集するものとする。

- ・人的被害・住家被害・火災に関する情報
- ・避難者数、指定避難所の場所等に関する情報の収集
- ・医療機関の被災状況・稼働状況等に関する情報の収集
- ・道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報
- ・港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
- ・電気、簡易水道、下水道、通信の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・村有財産の被害及び応急対策の状況に関する情報

#### (2) 被害写真、ビデオ映像の撮影

被害状況の写真、ビデオ映像は、被害状況確認の資料及び記録のため極めて重要であるので各調査担当者は被害箇所を撮影するものとする。

被害写真には、撮影年月日、時刻、箇所名、被害名等必要な事項を記入しておくものとする。

以上の調査とは別に情報センターは被害状況をビデオ撮影し、保存、管理するものとする。

#### (3) 村民からの通報、問合せへの対応

村民からの通報、問い合わせへの対応については総務対策部は電話により村民からの通報や問い合わせに応じる。重要事項については、関係する機関等へ伝達する。

### 3 災害状況及び被害状況の報告方法

災害状況及び被害状況の報告は、次により行うものとする。

(1) 報告

調査した災害状況及び被害状況は、村長に直ちに報告するものとする。

(2) 村から県への報告

前述(1)により報告された災害状況及び被害状況は、総務対策部で集計ののち直ちに、大分県広域防災ポータルサイト(防災GIS)により報告するものとする。また、大分県広域防災ポータルサイト(防災GIS)の使用と併せて、必要に応じてFAX、電話によって報告する。さらに東部振興局、国東土木事務所とも緊密な連携に努める。県への報告手段が途絶した場合、村は関係機関の協力を得て直接消防庁へ報告するものとする。

## 第6節 災害救助法の適用及び運用

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用と、これに基づく必要な救助は、この節の定めるところにより実施する。

### 1 災害救助法適用に関する活動

地震・津波による被害が発生した場合、以下により、災害救助法に関連した業務を行う。

#### (1) 被害情報の収集

災害救助法適用のための被害情報の収集・確認を行う。

#### (2) 被害の報告

村長は、災害による被害が災害救助法適用基準以上と判断したときは、知事に対して、その状況を報告する。

### 2 災害救助法適用基準

被害が次の基準を越え、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認められ、県知事が災害救助法を適用した場合、これに基づいた応急救助を実施する。

(1) 村内において、住家の滅失した世帯数が30戸以上に達したとき。

(2) 大分県の区域内において、住家の滅失した世帯が1,500戸以上の場合で、村内において、住家の滅失した世帯数が15戸以上に達したとき。

(3) 大分県下の市町村ごとの滅失被害世帯数の合計が7,000戸以上の場合で、村内の被害世帯が多数であるとき。

(4) 次のように、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合で厚生労働大臣との協議が成立したとき。

イ 被災世帯を含む被災地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊な補給方法を必要とするとき。

ロ 有毒ガス発生等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とするとき。

ハ その他これらに類する特別な事情があるとき。

(5) 次のように、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合で厚生労働大臣との協議が成立したとき。

イ 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合。

ロ 長期の干害により、海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合。

ハ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合。

### 3 災害救助実施体制

応急救助の実施については、県の指導、助言により必要な事務処理並びに調整を行う。

### 4 応急救助の実施基準

救助の程度及び期間は、大分県地域防災計画（地震・津波対策編）「第6節災害救助法の適用及び運用、4 応急救助の実施基準、（1）救助の程度及び期間」による。

## 第7節 応援協力体制の確立

村長は、災害が発生した場合、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し必要な応援協力を努めるものとする。

### 1 市町村相互の応援協力及び県への応援要請

- (1) 近隣の市町村で災害が発生した場合、被害市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について、必要な応援協力を行うものとする。
- (2) 災害が大規模となり、本村のみにて対応できない場合は、近隣市町村及び県に対して応援を要請する。

## 第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立

災害に際して、人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

### 1 災害派遣の要請

姫島村において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。なお、県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることが出来ない場合は、防衛大臣又は、最寄りの駐とん地司令たる部隊の長にその内容を通報することができる。この場合、村長は速やかに県知事にその旨を通知するものとする。

### 2 派遣要請の方法

知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を県知事宛に提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合の申請は、電話等で行い、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

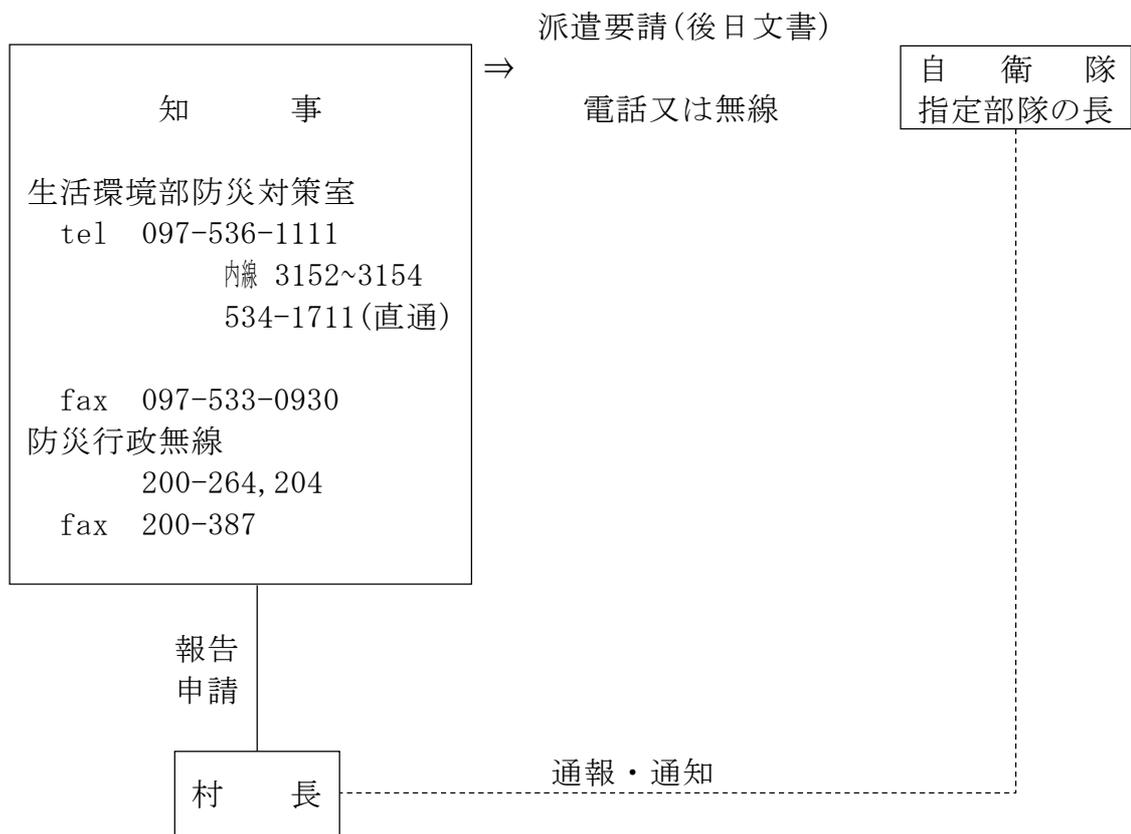
### 3 派遣部隊の受入れ体制

次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

- (1) 資機材の提供
- (2) 連絡調整員の指定
  - イ. 自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、総務部長が速やかに連絡調整員を指定するものとする。
- (3) 宿舍のあっせん
  - イ. 村内の公共・一般宿泊施設をあっせんするが、必要に応じ村外の宿泊施設や学校・公民館等の公共施設についても管理者等の承諾を得てあっせんするものとする。

- (4) 臨時ヘリポートの設定
  - イ. 姫島運動公園多目的グラウンド又は、姫島村フェリー広場を使用するものとする。
- (5) 艦艇等が使用できる岸壁の準備
  - イ. (参考資料・1) に図示する港湾及び漁港を使用するものとする。
- (6) 情報等の提供

※ 自衛隊の災害派遣系統図



※ 通報・通知先

通報・通知先	連絡方法等	指定部隊等の長	備考
陸上自衛隊 第4 1 普通科連隊 第3科 (別府駐とん地)	別府市大字鶴見4548-143 tel 0977-22-4311 内線 234,302 fax 0977-23-3433 防 7-852	連 隊 長	
第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 tel 092-591-1020 内線5233	師 団 長	
西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (陸軍駐屯地)	熊本県熊本市東町1-1-1 tel 096-368-5111 内線2256, 2257	総 監	
海上自衛隊 呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 tel 0823-22-5511 内線 2444 22-5680(直通) 22-5692(直通)	総 監	
航空自衛隊 西部航空方面隊 司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 tel 092-581-4031 内線 2333~4 fax 092-581-4031 内線 6923	司 令 官	

## 第9節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害に伴う応急対策を実施するために必要な技術者、技能者及び労働者等（以下「要員」という。）の確保は、この節に定めるところによって行うものとする。

### 1 要員の確保体制

災害時に必要な要員の確保は、村において実施するが、その確保が困難な場合、県に対し、これらの者の供給あっせんを要請するものとする。

- (1) 災害応急対策に必要な人員確保及び調整は、総務対策部が行う。
- (2) 各対策部は、人員の確保が必要な場合、総務対策部にその旨を連絡する。
- (3) 消防団及び他の防災機関から人員確保の要請があった場合、それを受け付ける。

### 2 要員の確保対策

- (1) 民間団体（婦人会、青年団、区長会等）に対し、協力を要請する。
- (2) 村職員及び前記(1)に記述した民間団体の協力を要請しても、なお要員に不足を生じるときは、県に所要人員の確保を要請する。

### 3 災害救助法に基づく要員の雇上げ

災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため、必要な要員の確保は、大分県地域防災計画（地震・津波対策編）の定めるところにより県が行う。

## 第10節 ボランティアとの連携

被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと連携を図るための体制等について定める。

### 1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、ボランティア等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

本村は離島という条件の中、村外からのボランティアに対しての海上交通の確保、村内施設が少なく活動拠点の確保等制限も多いが、その活動が円滑かつ効果的に行われるように、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら適切な相互協力の体制を構築する。

### 2 組織体制

地震災害による被害が発生し、災害応急対策の実施が必要と認められる場合には、総務対策部内に担当班を置き、ボランティア等への情報提供等を行う。

### 3 ボランティア活動の支援

村は、県及び日本赤十字社大分県支部や社会福祉協議会などの関係団体が行うボランティア活動を支援するとともに、これらの団体に対し被災状況、避難場所、必要な援助活動などの情報提供に努める。

### 4 ボランティア活動の内容

活動内容としては、次のことが考えられる。

- (1) 炊き出しその他災害救助活動
- (2) 清掃及び防疫
- (3) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (4) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (5) 災害救助活動等に関し資格や技術を要する専門業務
- (6) 島外における活動（後方医療への患者の輸送、災害応急対策物資・資材の輸送及び分類等）

## 第 1 1 節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、必要とする応急用・復旧用の物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

### 1 物資等の調達供給の基本方針

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、村が調達供給を行うものとし、関係機関、団体等からの要請等に応じて、当該物資の生産、販売、集荷等を行う村内外業者に協力依頼する。

大規模な災害の発生等により確保が困難な場合、また、緊急に確保する必要がある場合には、県に調達要請を行う。

### 2 物資等の調達確保対策

応急用・復旧用物資及び資機材調達確保は各対策部がそれぞれ行い、災害応急対策の遂行に必要な物資等の把握に努める。

### 3 業者に対する物資等の調達に対する協力要請

物資及び資機材の調達供給について、その生産、集荷又は販売等の業者に対する協力要請事項は以下のとおりとし、文書又は、職員を派遣して実施するものとする。

- イ 指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請
- ロ 指定する品目について適正な価格による需給に関する要請
- ハ 指定する品目についての数量の確保に関する要請
- ニ 指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請
- ホ その他必要と認める事項についての要請

## 第12節 交通確保対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等はこの節に定めるところによって行うものとする。

### 1 交通確保の基本方針

交通の確保は、災害応急対策全般の成果に大きな影響を与えるものである。そのため、交通施設の管理者等においては、災害発生直後から関係機関の協力を求めて、迅速・的確な交通の確保を図るものとする。

#### (1) 道路管理者による車両の移動等

村が管理する道路について放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

また、県は村に対し、その管理する道路について、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

### 2 主要道路の被災状況通報連絡及び応急措置

(1) 災害が発生した場合は、速やかに村内の緊急輸送路の被災状況（破損、決壊、流失）を把握する。

(2) 村内の主要道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに道路管理者（県道にあつては国東土木事務所）及び警察署に通報するとともに、応急措置の実施に努めるものとする。

(3) 把握した情報は、総務対策部を通じて、一般にその情報を周知させるものとする。

### 3 海上交通施設の被災状況通報連絡及び応急措置

災害が発生した場合は、速やかに姫島丸の可動橋及び係留施設等の被災状況を把握する。被災箇所を発見した場合は、その状況を施設管理者に通報するとともに、応急措置の実施に努めるものとする。

## 第13節 輸送対策

災害に対して必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節の定めるところにより実施する。

### 1 輸送手段の確保

応急対策要員や災害応急対策用資機材・生活必需物資等の緊急輸送及び被災者の避難、傷病者の収容等に関する輸送は、村の全機能をあげて実施するものとする。なお、大規模な災害の発生等により、輸送の確保が困難な場合には、速やかに県に要請を行う。

### 2 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の種類等の調査を行い、最も迅速・確実に輸送できる方法を用いて実施するものとする。

#### (1) 車両による輸送

自動車による輸送の場合は、村が保有する車輛を使用するが、不足する場合には民間所有者に協力を求める。

#### (2) 船舶による輸送

海上の輸送は、村営フェリー及び漁船等を借り上げて行うものとする。

#### (3) 航空機による輸送

地上輸送等が全て不可能で、緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県にヘリコプターの出動要請を行うものとする。

#### (4) 人力による輸送

### 3 輸送の基準

輸送は概ね次の基準により、実施するものとする。

#### (1) 第一段階

- イ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ロ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ハ 災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資等
- ニ 医療機関へ搬送する負傷者等
- ホ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(2) 第二段階

- イ 上記(1)の続行
- ロ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ハ 輸送施設(道路、港湾、漁港等)の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第三段階

- イ 上記(2)の続行
- ロ 災害復旧に必要な人員、物資
- ハ 生活必需品

4 緊急輸送路及び緊急輸送船舶基地の指定

大規模な災害時における村内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する道路、港湾、漁港は次のとおりである。

(1) 道 路 (参考資料・1 姫島村全図に図示する)

- |          |          |
|----------|----------|
| イ 主要路線   | ロ 代替路線   |
| 県道稲積姫島港線 | 県道北浦姫島港線 |
| 県道西浦姫島港線 | 村道南海岸線   |
| 村道北浦松原線  | 村道松原大海線  |
| 村道中堂線    | 村道大海稲積線  |
| 村道金大海線   |          |

(2) 港 湾 (参考資料・1 姫島村全図に図示する)

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| イ 主要港湾及び漁港        | ロ 代替港湾及び漁港  |
| 姫島港               | 国東市国見町竹田津漁港 |
| 国東市国見町伊美港         | 国東市国東町田深港   |
| 西浦漁港              |             |
| 北浦漁港              |             |
| 東浦漁港 (大海・金・稲積 3港) |             |

5 災害救助法が適用された場合

被害の規模が大きく災害救助法が適用された場合の緊急輸送は県の通信・輸送部輸送・調整班が実施する。

ただし、事態が急迫し県の輸送措置を待ついとまがないとき、又は特別な事情があるときは、大分県防災計画の定める基準により、村長は、知事の補助機関としてこれを実施する。

## 第14節 広報活動・災害記録活動

災害に関する広報広聴活動と災害記録活動は、この節に定めるところにより実施する。

### 1 広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、村民・被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報がなされるように、自主防災組織、婦人会等とも連携を図りながら、ケーブルテレビ、貼り紙、チラシ、立て看板、広報紙、広報車等多様な方法を用いて広報活動を展開することとする。

また、災害記録及びその活動は、将来の応急対策の資料として、きめ細かく記録するものとする。

### 2 広報活動・災害記録活動の措置

#### (1) 活動体制の確立

災害対策本部を設置した場合、迅速・的確に広報活動・災害記録活動を行うため、総務対策部（姫島村情報センター）において一元的かつ、効果的な広報活動を行う。

#### (2) 広報手段・方針の検討及び周知

総務対策部は災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速・的確な広報の方針及び手段を検討し関係者へ伝達する。

### 3 広報資料の作成要領

総務対策部は、広報内容に食違いが生じないよう関係対策部及び防災機関等と緊密な情報及び資料の交換を図り、災害広報資料を作成するものとする。

(1) 広報上の情報及びその資料の収集

収集事項	収集内容	収集方法
地震情報及びその資料	情報の出所 情報発表の日時 情報の内容 住民の心構え及び対策	地震情報及び津波警報等の通報伝達に併行して行う
災害情報及びその資料	情報の出所 情報発表の日時場所 被害の対策、範囲、程度 被害発生経過	災害情報収集に併行して行う
避難等の措置の状況	情報の出所 避難措置の実施者 避難した地域、世帯、人員 避難先、避難日時 理由及び経過	同 上
消防団等の出動状況	情報の出所 出動機関又は出動要請者 出動日時、出動対象、目的 出動人員 経過	同 上
応急対策の情報及びその資料	情報の出所 応急対策実施日時、場所 応急対策の内容 実施経過及び効果	同 上
その他災害に関する各種措置の状況	情報の出所 措置の実施者 措置の内容、対象、実施期間 実施理由、経過、効果	同 上

(2) 広報資料の作成

災害広報資料は、概ね次により作成する。

- イ 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- ロ 記事、写真、動画、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。

4 報道機関に対する情報の提供

報道機関に対する災害情報の提供は、概ね次に掲げる事項とする。

- イ 災害の発生場所及び発生原因
- ロ 災害の種別及び発生日時
- ハ 被害の状況
- ニ 応急対策の状況

- ホ 村民に対する避難勧告・避難指示（緊急）及び避難場所等の状況
- へ 村民並びに被害者に対する協力及び注意事項

## 5 庁内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況を口答及び回覧等を用いて、一般職員にも周知する。

## 6 各関係機関に対する連絡

必要により、村内の各団体及び重要な施設の管理者等に対し、災害情報を提供する。

## 7 村民に対する周知

村民に対する災害情報や応急措置等についての周知は、広報車等により迅速・的確に行う。また、避難準備及び避難の指示、勧告等については、職員や消防団員の個別訪問等により、徹底した広報活動を行うものとする。

## 8 要配慮者に対する周知

要配慮者に対する災害情報や応急措置等についての周知は、一般住民への周知方法に加え、施設管理者への周知、外国語広報等多様な方法により迅速・的確な周知を図る。

また、避難準備及び避難指示・勧告等については、ボランティア等と連携・協力し徹底した広報活動を行うものとする。

## 9 災害記録活動

災害広報担当者は、現場において可能なかぎり、災害に関する記録の収集に努める。災害広報担当者はそれらを収集し、記録として残すものとする。

## 10 安否情報の対応

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第1節 地震・津波に関する情報の村民への伝達等

第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示及び誘導

第3節 津波からの避難

第4節 救出救助

第5節 救急医療活動

第6節 消防活動

第7節 二次災害の防止活動

## 第1節 地震・津波に関する情報の村民への伝達等

本節は、地震による、生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を村民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

### 1 被害の未然防止、拡大防止のための村民への呼びかけ(地震)

#### (1) 基本方針

県内で震度5弱以上の地震が発生した場合、村民に対して出火防止、山・がけ崩れ等危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、村民に注意を喚起することとする。

#### (2) 村の措置

村内で震度5弱以上の地震を覚知した場合（第2章第4節参照）、屋外拡声機、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車等を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、観光客等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

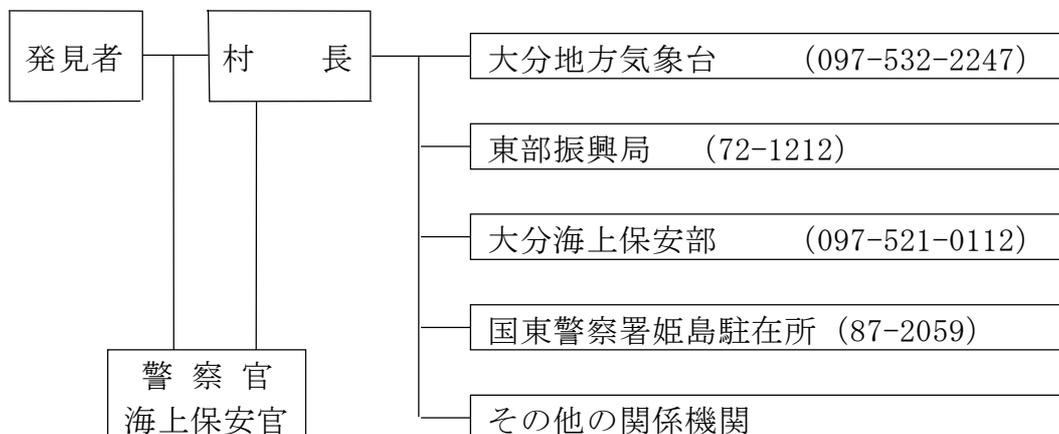
### 2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報(地震)（災害対策基本法第54条）

#### (1) 基本方針

決壊のおそれがある堤防の漏水れ、地割れ、海鳴りなど災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに村（消防機関を含む）、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官、海上保安官はその旨を速やかに村長に報告する。

#### (2) 村の措置

発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた村長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受ける恐れのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



### 3 津波に関する情報の村民への伝達等

#### (1) 海面状態の監視

##### イ 基本方針

村は、津波警報等が発表された場合又、震度4以上の揺れを感じた場合、津波の危険性のない高台等において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

##### ロ 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、村、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、村が通報を受けた場合は、速やかに知事及び大分地方気象台に通報するものとする。

また、警察官、海上保安官が通報を受けた場合は、速やかに村に通報するものとし、通報を受けた村は速やかに知事に通報するものとする。

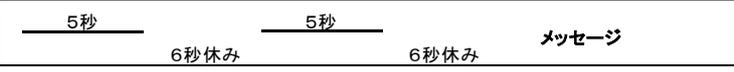
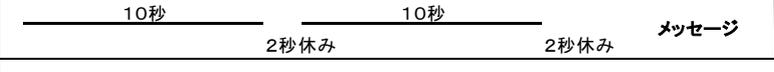
#### (2) 被害の未然防止・拡大防止のための住民への呼びかけ

大分県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合（第2章第5節参照）、また、(1)の海面監視で異常を覚知した場合、村は、沿岸部を所管する各防災関係機関の協力を得ながら、村民や行楽客等に対して安全な場所への避難を呼びかける。その際、要配慮者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

村は、広報車、屋外拡声機、サイレン等可能な限り多数の手段を用いて住民への呼びかけを直ちに行う。

津波警報等をサイレンによって周知させる場合の標識は次のとおりである（サイレン音は、J-A-L-E-R-Tによる標準音を使用する。）また、津波情報の呼び掛けの例を以下に示す。

津波警報等の標識

津波警報等の標識	
<b>大津波警報</b> のサイレンパターン  メッセージ	「3秒吹鳴 2秒休みを 3回繰り返し、メッセージ」の一連が 3回  1セットを3回 (大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。)
<b>津波警報</b> のサイレンパターン  メッセージ	「5秒吹鳴 6秒休みを 2回繰り返し、メッセージ」の一連が 3回  1セットを3回 (津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。)
<b>津波注意報</b> のサイレンパターン  メッセージ	「10秒吹鳴 2秒休みを 2回繰り返し、メッセージ」の一連が 3回  1セットを3回 (津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。)

## 第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する等の身体・生命の保護並びに避難勧告・指示・避難誘導等については、この節の定めるところにより実施する。

### 1 避難勧告・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、立退きを勧告し、又は指示する等の避難措置をとらなければならない。特に、村長は避難措置実施の第一次責任者として警察官・海上保安官・知事等の協力を求め、常に適切な措置を講じるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

### 2 避難勧告・指示等の基準

避難措置を行う場合、速やかに対策本部員をもって関係機関へ連絡するとともに、おおむね次の方法に基づき、避難勧告・指示等を実施するものとする。

#### (1) 避難措置の区分

##### イ 避難準備・高齢者等避難開始

地震・津波により人的被害の発生のおそれがあり、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する人が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供するもの。

##### ロ 避難勧告…事前避難

余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合は事前に避難させる。

##### ハ 避難指示（緊急）…緊急避難

火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。

##### ニ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

○発令基準

区 分	発 令 判 断 基 準	
	津 波	地 震
避難準備・高齢者等避難開始	瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたとき	震度4以上の地震が発生したとき
避難勧告	津波警報（津波）発表され、被害が発生するおそれがあるとき	震度4以上の地震の後に余震が続き、がけ崩れや建物の倒壊等の災害発生のおそれがあるとき
避難指示（緊急）	津波警報（大津波）発表され、被害が発生するおそれがあるとき	がけ崩れや建物の倒壊等の被害発生のおそれがあり、緊急避難の必要があると認められるとき

(2) 避難経路及び誘導方法

- イ 避難誘導は、村職員、消防団員、警察官等が連携して実施する。
- ロ 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。
- ハ 避難者の誘導経路は、新たに災害発生の恐れのある場所等を避け、安全な経路を選定する。
- ニ 危険な地点には、標示、ロープ等を張るほか、夜間にあつては誘導員（消防団員）を配置して安全を期する。
- ホ 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭き、チリ紙等とし、その他は最小限の着替え、日用の身の廻り品とする。  
なお、服装はできるだけ軽装とし、素足を避け雨合羽等防雨防寒衣を携行する。

(3) 避難場所の指定

第4章 第1節2「避難所の開設」に定める。

(4) 避難者に周知すべき事項

避難の指示、又は勧告を行う場合は、状況の許す限り次の事項を住民に周知徹底させるよう努める。

- イ 避難すべき理由（危険の状況）
- ロ 避難の経路及び避難先
- ハ 避難先の給食及び救助措置
- ニ その他

(5) 学校、社会福祉施設等における避難

イ 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう文教対策部は常に検討し、安全な方法を考慮しておく。

ロ 小、中学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

(イ) 避難実施責任者

(ロ) 避難の順位

(ハ) 避難誘導責任者及び補助者

(ニ) 避難誘導の要領及び措置

#### (6) 要配慮者への配慮

村は、発災時には、避難行動要支援本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。

### 3 避難措置の実施

村内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者、その他の者に対し避難措置を実施する。

(1) 村は、国東警察署姫島駐在官、国東市消防署姫島出張所長、その他に対し必要な事項を通報するとともに避難勧告・指示の実施に関し協力を依頼するものとする。

(2) 避難措置を実施した場合の責任者

イ 各地区ごとに避難する場合の実施責任者は区長とする。また、村長はその補助員として各対策部長の中から1名派遣を行う。

ロ 全域における避難措置を行う場合の実施責任者は総務対策部長とし、補助員として各対策部長があたる。

(3) 村は、広報車、その他の可能な方法により避難勧告・指示の伝達を行うものとする。

(4) 消防団等は、各家庭への戸別訪問等により避難勧告・指示の徹底を図るものとする。

(5) 報告、公示

イ 村長は避難勧告・指示の発令をしたとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を所管の地区災害対策本部情報処理班に報告するものとする。

ロ 村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

### 4 津波に関する避難の勧告・指示及び誘導

#### (1) 村民への避難勧告等の実施

村は、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、前第1節の3（2）にあるとおり、村長自らの判断で、直ちに海浜から退避し、速やかに近隣の高台等の安全な場所へ避難するよう避難勧告等を発令するものとする。

また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸付近の村民等に対して避難するよう勧告又は指示するものとする。

村長が必要と認める場合は、知事を通して、指示について放送機関に放送を行うことを要請するものとする。また、避難勧告及び避難指示（緊急）等を防災GISで入力することにより、自動的に各種メールで一斉配信を行う。

#### (2) 速やかな避難誘導の実施

村は、村民に対して避難するよう指示した場合は、あらかじめ定めた避難計画に従って避難地、避難場所、避難路を指示し、役場職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行うものとする。

なお、村民等は、前第1節の3（2）にあるとおり、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を互いに協力して行うものとする。

#### 5 避難勧告等の解除

避難勧告等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

## 第3節 津波からの避難

### 1 津波からの避難についての基本的な考え方

東日本大震災の被災者からの意見をはじめ、被災地における調査結果から、津波から安全に避難するためには早期避難が重要であることや、津波の襲来を予想していない人でも周囲の声かけにより避難したということが明らかになった。

このため、自主防災組織や自治会で近隣所に呼びかけながら、避難行動を連鎖的に広げていくことが重要であり、そのためにも地域での日頃の活動や付き合いを大事にし、防災訓練を重ねておくことが必要である。

また、地震の際、活断層型と海溝型のどちらの地震であるのか即座に判断することは難しいため、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の高い場所に避難する。今後の地震や津波襲来時の犠牲者を最小限に止めるためには、日頃から避難経路や、避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ地震や津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても直ちに近隣の高台等に避難する意識を持っておくことが必要である。

東日本大震災の教訓を踏まえ、より実効性のある支援を行うため、村は避難行動要支援者名簿を作成し、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。ただし、避難支援等関係者の安全確保に配慮するため、地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが望ましい。その上で、避難行動要支援者には、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうことが大事である。

### 2 村民等に求められる避難への備え

避難対象地区内の村民等は、指定緊急避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を日頃から家族や地域と確認しておき、津波が襲来した場合の避難について、訓練等により所要時間を把握し、自主的な避難を行うよう努めるものとする。

### 3 要配慮者の避難

(1) 予め手助けが必要な方を地域で把握し、避難行動要支援者を含めた避難訓練を重ねて、自動車の利用ルール等を地域で話し合っておき、隣近所で声をかけ合って避難することが重要であることが分かった。

(2) 施設における要配慮者の避難

施設職員のスピーディーな行動と危機感を持って日頃の訓練を積み重ね、避難行動時間の短縮化を図っておくことが重要である。

### 4 夜間等の避難への備え

津波が夜間に発生したり、停電の場合に備えるためには次のことに留意しておく必要がある。

- ・懐中電灯や携帯ラジオ等を直ちに携行できるように備えておくこと。
- ・地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくこと。
- ・すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定避難所の開け方（鍵の管理）や電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくこと。

## 5 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、地震の揺れやそれに伴う液状化などにより家屋の倒壊、落下物、道路の損傷や段差が発生したり、渋滞・交通事故が発生するなど、多くの課題が懸念されるため、避難については徒歩によることを原則とする。

ただし、津波到達時間や要配慮者の支援など、緊急で止むを得ない場合は、自動車による避難も考慮しておく必要がある。特に避難行動要支援者にあつては、徒歩による避難が困難な場合もあるため、地域の実情等を総合的に勘案し地域で合意形成を図ったうえで、避難方法をあらかじめ検討しておくことが必要である。

## 6 村民等に求められる避難

- (1) 強い揺れを感じた時は、海拔表示板等を参考にして、指定緊急避難場所へ直ちに避難する。  
なお、津波到達時間が短い地域では、直ちに近隣の高い場所等、いわゆる、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」へ一時避難をし、周囲の安全が確認できた後に、「避難生活を送るために避難する場所」へ避難することが必要である。
- (2) 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが家族や地域内の率先避難者となるように努める。
- (3) 正しい情報をラジオ・テレビ・屋外拡声機・携帯メール等、あらゆる情報伝達手段を通じて入手する。
- (4) 津波警報や避難指示（緊急）等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。

## 7 船舶に求められる避難

- (1) 正しい情報をラジオ・テレビ・無線放送等を通じて入手する。
- (2) 津波来襲までの時間的余裕がない場合の措置  
人命の安全確保を第一に考慮し、可能な限り船舶の流出防止措置をとった後、各地区、各機関ごとにあらかじめ定めた緊急避難場所へ速やかに避難する。
- (3) 津波来襲までの時間的余裕がある場合の措置

- イ 陸揚げできる小型船については、陸揚げし津波により海上に流出しないよう固縛後、上記（３）の措置をとるか、港外退避の措置をとる。
  - ロ 陸揚げできない船舶については、原則港外退避の措置をとる。
- （４）津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒を続ける。

- ※１ 津波襲来までの時間的余裕がない場合とは  
津波警報等が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）がない場合をいう。
- ※２ 港外退避海域について  
港外の水深が深く、十分広い海域とすること。

## 第4節 救出救助

地震により建物が倒壊し生き埋めとなった者、山・がけ崩れ等により生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者、津波でさらわれた者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

### 1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送は関係機関の応援を求めて、速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び村民は、自ら可能な限り救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。村及び関係機関のみで迅速・的確な処理が不可能と判断された場合、速やかに県及び近隣市町村に応援を要請する。

### 2 救出の対象者

(1) 災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者。

- イ 火災の際に火中に取り残されたような場合
- ロ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ハ がけ崩れ等により生き埋めとなったような場合

(2) 災害のため行方不明の状態にある者。

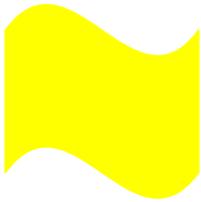
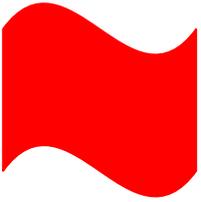
- イ 津波等で行方不明となり諸般の情勢から生存していると推定される場合
- ロ 津波等で行方不明となり生命があるかどうか明らかでない場合

### 3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を防災へり等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

#### ○サインの内容

規格 布（概ね2 m×2 m）

<p>① 黄色</p> 	<p>避難者がいることを示す</p>	<p>② 赤色</p> 	<p>避難者の中に、負傷者がや要配慮者等の緊急な救助を要する人がいることを示す</p>
---	--------------------	--	---

#### 4 救出救助の実施

- (1) 被災者の救出救助及び搬送は、各対策部において班編成を行い、消防団及び関係機関と協力し、救出に必要な車両、船艇、その他の資機材を使用してそれぞれの状況に応じた救出作業を実施する。
- (2) 村のみでは対応できないため、外部からの応援が必要と判断された場合、県に応援の要請を行う。

#### 5 災害救助法が適用された場合

被害の規模が大きく災害救助法が適用された場合、村長は、知事の委任に基づき、災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存するものとする。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 被災者救出用器具燃料受払簿
- (3) 被災者救出状況記録簿
- (4) 被災者救出関係支払証拠書類

## 第5節 救急医療活動

地震により負傷者が多数発生した場合の救急医療活動については、この節の定めるところにより実施する。

### 1 救急医療活動の実施体制

負傷者に対する医療活動については、村内唯一の医療機関である姫島村国保診療所において医療救護班を編成し、被災者の保護・救援等については、主として衛生対策部が各対策部の応援を求めて活動を行う。

### 2 県及び日本赤十字社大分県支部との協力体制

地震により大規模な被害が発生し、村において迅速・的確な処理ができないと判断した場合、速やかに県及び日本赤十字社大分県支部に対して、応急要請を行うものとする。

### 3 医療の実施基準

#### (1) 医療の実施範囲

- イ 診 察
- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ニ 診療所への収容
- ホ 看 護

#### (2) 医療救護の対象者

- イ 災害のため医療の途を失った者
- ロ 応急的な医療をほどこす必要のある者

#### (3) 医療の実施期間

特別な事情のない限り、災害発生の日から14日以内の期間とする。

#### (4) 救護所の設置

被災地区内の公民館及び公共施設内に設置するものとする。

### 4 災害救助法が適用された場合

県が実施する医療措置について、次により協力するものとする。

- イ 所属の医療救護班を出動させること。
- ロ 臨時救護所の設置に関すること。
- ハ 診療所に傷病者を収容すること。
- ニ 他の機関の医療班、又は救護班の受入れに関すること。
- ホ その他医療救護に関し必要なこと。

## 第6節 消防活動

地震火災等に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための応急活動は、この節の定めるところにより実施する。

### 1 消防活動の実施体制

村は、消防活動の第一次責任者として、迅速・的確な消防活動を展開するため、消防団長に対して出動要請を行う。自主防災組織、事業所及びその他の村民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、村の行う活動に積極的に協力する。また、山林火災等大規模な火災が発生し、村のみでは対応できないと判断された場合、「消防団相互応援協定」により、国東市に応援を求めるとともに、県に対しても応援の要請を行う。

#### (1) 緊急配備体制の確立

火災等が発生し、村長が「特別配備体制」を発令した場合、消防団長は各分団長に緊急連絡を行うとともに消防団対策本部を設置し、速やかに管内の消防活動を展開する。

#### (2) 消防団対策本部及び分団対策本部の組織は次のとおりとする。

消防団対策本部及び分団対策本部の組織



#### (3) 本部の設置及び構成

消防団災害対策本部は、役場庁舎内に設置し、構成は消防団長他本部員及び各分団の正、副分団長で構成する。

### 2 災害応急活動

火災等が発生し、消防団が緊急出動する場合、地区内に設置している消火栓等（参考資料・11 姫島村消防水利一覧表）を使用し、迅速かつ的確な消火作業に努めるものとする。

また、災害応急活動は次のとおりとする。

（1） 活動範囲

消防団員に与えられた任務を的確に果たすため、活動の範囲は自分団の管内を優先させる。

（2） 分団の任務

イ 災害発生時には、速やかに受け持ち区域に出動し、地域内住民に対し、出火防止の呼びかけ及び初期消火、火災防御、人命救出活動等を行う。

ロ 各分団は消防団対策本部との連絡を緊密にし、的確な情報の収集と報告に努める。

ハ 災害の進展状況に応じて、住民への緊急避難の勧告・指示及び避難の誘導にあたる。

ニ 救出、救助活動に当っては、有効な資機材の確保に努め、関係機関及び地域住民と一体となって活動にあたる。

ホ 受け持ち区域内に消火能力を超える火災が発生した場合、分団長は直ちに消防団対策本部に連絡し、他分団の応援を求める。

## 第7節 二次災害の防止活動

地震後の余震、降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

### 1 二次災害防止活動の実施体制

地震発生直後からその所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置・危険区域のパトロール等を行い、二次災害の発生を防止するものとする。

### 2 二次災害防止活動

#### (1) 土砂災害等の防止活動

土木対策部は、地震による危険箇所の点検及びパトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

#### (2) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動

二次災害防止のため、土木対策部は次の活動を行う。

##### イ 村有施設の点検及び避難対策・応急対策

村有施設の点検を行い、危険性が認められる場合は、避難及び立ち入り禁止の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

##### ロ 道路、漁港及び漁港施設等構造物の点検及び応急対策

道路、護岸、堤防等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止等の措置をとるなど二次災害防止に努める。

##### ハ 被災建築物や斜面の応急危険度判定

災害により危険建築物並びに危険箇所の判定は専門的知識を必要とすることから、県へ派遣依頼するものとする。

#### (3) 爆発物、有害物質等による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、防災関係機関と協力して村内のガス施設、給油施設、造船所等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行うものとする。

#### (4) 流出油等による二次災害防止活動

災害等により船舶からの貨物油、燃料油又は有害液体物質等（以下「海上流出油等」という）が海上に流出した場合、発生する有毒ガス等により甚大な被害が予想されるとともに、付近海域の航行が不能となるため、港湾啓開作業に多大なる支障をきたすことから、災害対策本部は、海上流出油等の除去に当たっては、法令の規定により排出源（船舶及び船舶を運航する企業等も含む。）及び除去委託団体等に対し、除去指導等も含め適切な措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、県に報告する。

(5) 二次災害防止のための村民への呼びかけ

余震等による二次災害の危険性がある場合は、広報車、消防団等を通じて村民に注意を呼びかける。

## 第4章 被災者の保護・救援のための活動

第1節 避難所運営活動

第2節 避難所外被災者の支援

第3節 食料供給

第4節 給水

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

第6節 医療活動

第7節 保健衛生活動

第8節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬

第9節 住宅の供給確保

第10節 文教対策

第11節 社会秩序の維持・物価の安定等

第12節 義援物資の取扱い

第13節 被災動物対策

## 第1節 避難所運営活動

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。（避難勧告・指示及び避難誘導については、第3章第2節に定める。）なお、避難所情報に関するサインについては、第3章第4節に定める。）

### 1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、村が行う。（災害救助法適用の場合は、県からの委任に基づく。）また、避難所の適切な運営管理のため、消防団等に協力を要請する。

### 2 避難所の開設（参考資料・13 避難場所一覧表）

避難者を収容し保護する施設は、あらかじめ村有施設の内から選定しておく。

#### （1）避難所の選定・開設

- イ 避難所の選定は本部において行い、運営管理は厚生対策部が中心となつて行うものとする。
- ロ 避難所は離島センター「やはず」、中央公民館及び地区公民館等村有施設（大多数の場合は、学校の体育館）を避難所として開設する。必要によっては神社・寺院・旅館等の既存建物から選定し、応急的に整備して避難所として使用する。また、これらの施設で対応出来ない場合は、プレハブ等の仮設による避難所を設置する。
- ハ 必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- ニ 被害が激甚であるため、村内で避難所を設置することができない場合は、県あるいは近隣市町村と協議の上、近隣市町村に収容を委託し、あるいは近隣市町村の建物、土地を借り上げて避難所を設置する。

#### （2）避難所に収容する被災者

対象者は災害によって現に被害を受けた者、災害によって被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。で必要と認められるもの。

#### （3）避難所の開設手続き及び収容状況報告

- イ 避難所の開設の周知  
避難所の開設にあたっては、速やかに被災者及び駐在所、国東市消防署姫島出張所等に場所を周知させ、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
- ロ 避難者名簿の作成及び公表  
避難所を開設した場合、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し公表する。
- ハ 避難所開設に関する県への報告

避難所の開設に関する情報（日時、場所、箇所数、避難人員数）を避難所開設後直ちに地区災害対策本部情報処理班に報告する。

また、上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、避難所開設状況を地区災害対策本部情報処理班に報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 設置箇所数及び収容人員（避難所別に）
- ③ 避難者名簿
- ④ 開設期間の見込み

## ニ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとする。

## 3 要配慮者の避難等の措置

村は、避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のための避難所として、旅館等の借り上げを行う。

また、要配慮者の避難等の措置について対応できない場合、県及び関係機関へ要配慮者の受け入れ先の確保について協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

### (1) 広域避難を必要とする要配慮者等の把握

救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスを提供ができるよう努めるとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況についてを地区災害対策本部情報処理班へ報告する。

## 4 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、村長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、村は「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう村に協力する。

### (1) 避難所の運営管理体制の確立

避難所を開設後早急に避難施設の施設責任者を指名し、避難者の救援活動に努めるものとする。また、必要により避難住民と協議して避難所運営管理

チームを組織し、運営管理の協力を依頼する。

(2) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明の他、掲示板の設置、チラシの配布等により聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布

県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。

また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながらシステムの導入を検討する。

避難所での食料・水・生活必需品の配布については、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

(4) 避難所のニーズの把握

村は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(5) 避難住民の健康への配慮

村は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

(6) 避難所の生活環境への配慮

村は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。また、プライバシーの確保等にも配慮する。

(7) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

イ 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

ロ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

ハ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

ニ 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場

の確保に努める。

- ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。
- ヘ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。
- ト 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(8) 避難所運営訓練の実施

村や自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、村職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

(9) 避難所での外国人への配慮

日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者の要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

5 広域一時滞在

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。

また、県外市町村への受入れが必要な場合については、被災者救援部避難所対策班と総合調整室広域応援対策班が連携して当該他の都道府県へ要請を行うものとする。

## 第2節 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。なお、大規模な災害の発生等により、支援が困難な場合には、県に要請を行う。

### 1 避難所外被災者の状況把握

村は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

### 2 避難所外の要配慮者

避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者を配置して、適切な支援を行うものとする。

### 3 避難所外被災者への情報伝達活動

村は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される住宅への避難者、所存を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に務める。

### 4 食料・物資の供給

村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

### 5 巡回健康相談の実施

村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

## 第3節 食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家等の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は、応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

### 1 食料供給の責任体制

食料供給は、第一順位としては村が行う（災害救助法適用の場合は、県からの委任に基づく。）が、村による食料供給が困難な場合は、速やかに県に対して食料供給の要請を行う。

### 2 被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

村は以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- イ 避難者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 応急対策等への従事者の状況
- ニ 電気、ガス、水道の状況

### 3 村による食料供給の実施

村は、食料供給が必要と判断された場合、厚生対策部が中心になって食料の供給を行う。その際要配慮者及び診療所の入院患者、姫寿苑の入居者に配慮する。

#### （1）実施体制

情報収集等は総務対策部が行い、食料の供給及び炊出しについては厚生対策部が中心となって行うものとする。

#### （2）供給あっせんの対象者

食料の供給及び炊出しの対象者は、災害により被害を受けた者が必要と認められる者及び災害応急対策に従事する者。

#### （3）食料の確保

食料の確保は、村内関係団体及び業者等の協力を得て行うものとする。  
また、村内で確保出来ない場合は県及び近隣市町村に応援を求め確保する。

#### （4）食料の供給及び炊出しの実施

食料の供給、炊出し及び輸送は村職員及び消防団員をもって行うが災害の状況により特に必要があると認めるときは、婦人会等村内各団体に協力を要請する。

### 4 災害救助法が適用された場合

被害の規模が大きく災害救助法が適用された場合、村長は知事の委任に基づき、炊出しその他の食品を供給する場合は、その責任者を指名するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、概ね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行い、これを保存するものとする。

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- (3) 炊出し給与状況
- (4) 炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

## 5 災害救助用米穀の緊急引渡し

村長は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

### (1) 通常の手続きによる緊急引渡し等

村長は、所管の地区災害対策本部を經由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

### (2) 孤立した場合等における緊急引渡し

村長は交通・通信の途絶等の重大な災害の発生により災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。この場合、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとする。

## 第4節 給水

本節は、災害による断水等のため飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

### 1 給水の責任体制

給水は、第一順位として村が行う（災害救助法適用の場合は、県からの委任に基づく。）が、村による給水が困難な場合は、速やかに県に対して給水の要請を行う。

### 2 給水の実施体制

総務対策部は、「第3部 第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により得た情報及び断水地域の調査等により必要な給水量を把握し、土木対策部と協力し飲料水を確保する。なお、供給の実施は厚生対策部を中心として自治区、自主防災組織等の協力を得て行う。

### 3 給水活動の流れ

#### （1）被災者に対する給水の必要性の判断

村は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の衛生状況の把握は、地区対策本部保健所班に協力を求める。

- イ 被災者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 通水状況
- ニ 飲料水の衛生状況

#### （2）給水の実施

情報及び断水地域の確認後、給水が必要と判断された場合以下により実施する。

- イ 給水場所、給水方法、給水時間等については広報車、区長等を通じて周知する。
- ロ 医療機関、社会福祉施設については、正確な給水量の把握と迅速・的確な対応に努める。
- ハ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、消防団、自主防災組織等を通じて給水活動を行う。

#### 4 給水の方法

##### (1) 飲料水

- イ 給水車による給水
- ロ ろ水器による給水
- ハ ボトル水等水入り容器を運搬して行う給水

##### (2) 生活用水

- イ 学校プールその他適当な場所への貯水

#### 5 災害救助法が適用された場合

被害の規模が大きく災害救助法が適用され、村長は知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存する。

- イ 救助実施記録日計表
- ロ 飲料水供給記録簿
- ハ 給水用機械器具燃料及びボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- ニ 飲料水供給のための支払証拠書類

## 第5節 被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

### 1 被服寝具その他生活必需品等の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位として村が行う（災害救助法適用の場合は、県からの委任に基づく。）が、村による実施が困難な時は、県に対して要請を行う。

### 2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の実施体制と対象者の把握

#### (1) 実施対策部

被服、寝具、その他生活必需品等の必要品目及び必要量の把握、配分計画については総務対策部で行い、給与及び貸与の実施は厚生対策部が中心となって行う。

#### (2) 給与又は貸与の対象者

物資の給与又は貸与の対象者は、災害により被害を受け必要と認められる以下の者。

イ 災害により住家に被害を受けた者

ロ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

ハ 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

### 3 被服寝具その他生活必需品等の確保

被服寝具その他生活必需品等の確保は、村内関係団体及び業者等の協力を得て行うものとする。

村内で確保出来ない場合は、県及び近隣市町村等に応援を求め確保するほか、日本赤十字社大分県支部に備蓄する物資の交付を申請するものとする。

### 4 救助物資の給与又は貸与

給与又は貸与の実施は村職員で行うが、村職員で対応出来ない場合は消防団、自主防災組織等に協力の要請を行うものとする。

### 5 災害救助法が適用された場合

被害の規模が大きく災害救助法が適用された場合、救助物資の給与又は貸与について村長は、知事の補助機関として次の活動を行うものとする。

(1) 知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与及び貸与すること。

(2) 交通途絶等特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与すること。

## 第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、村をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第3章 第5節 救急医療活動」に基づく活動を必要な期間継続して実施することとするが、特に、以下の点に留意した対策を講じる。

### 1 被災地における医療ニーズの極め細やかな把握

村は衛生対策部及び国保診療所から次の情報を得て、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況（第2章第12節参照）

### 2 医療救護活動の実施

衛生対策部及び国保診療所は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させるとともに、それ以降の急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。又、村だけでは、十分な医療活動が実施できないと判断したときは、県に要請する。

### 3 医療救護活動情報の集約及び広報

村は、以下の情報を集約の上、広報車、自治組織等を通じて一般に広報する。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

## 第7節 保健衛生活動

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

### 1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する活動は、村が実施するものとする。ただし、村による実施が困難である場合、県に対して協力を要請する。

#### (1) 保健衛生活動の実施体制

衛生対策部は、公衆衛生ニーズを的確に把握し、必要な措置を実施するとともに衛生環境改善の指導を行う。

##### 【把握する公衆衛生ニーズ】

- イ 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- ロ 避難所における医療ニーズ
- ハ 避難所にいる要配慮者の数
- ニ 食料や飲料水の供給状態
- ホ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- へ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- ト 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- チ 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- リ トイレ等の衛生状態

### 2 防疫及び清掃の実施方針

災害が発生した場合、衛生対策部及び診療所職員は速やかに村内を巡回し伝染病等発生状況の有無を的確に把握し、以下の活動を行うものとする。

- (1) 伝染病発生のおそれがある場合は、伝染病患者の早期発見のため予防宣伝のほか地区対策本部保健所班、医師の指導協力を求めて検疫調査及び健康診断、その他必要な措置を行う。
- (2) 伝染病が発生した場合は、地区対策本部保健所班等の指導協力を求めて被災地の家屋等の消毒及び清掃を実施して、伝染病の媒体となるそ族昆虫等の発生を防止するとともに、保菌者の収容隔離等を行う。
- (3) 村は、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受けるものの範囲及び期日を指定し要請した、緊急な臨時予防接種を実施するものとする。
- (4) 飲食に起因する疫病を防止するため、被災地域の食品の衛生監視を実施する。

- (5) 保健衛生活動情報を集約し広報を行うとともに、被災者からの相談に応じる。
- (6) ごみ処理、し尿処理の実施状況を把握する。また、飲食店等の衛生管理状態を把握する。

### 3 廃棄物処理

#### (1) 災害廃棄物処理の実施

村は、「姫島村災害廃棄物等処理計画」を作成し、排出量に対応した仮置場の確保、収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。

##### イ 姫島村災害廃棄物等処理計画の骨子

災害に伴い大量発生が予想される災害廃棄物等処理について、排出量に対応した仮置場の確保、交通途絶となった場合の収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。

##### ロ 災害廃棄物等の種類

木くず（流木を含む。）、コンクリート塊、金属くず、し尿、生活ごみ、粗大ごみ、廃油（海上流出油、アスファルト等を含む。）及び環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等。但し、放射性物質等を除く。）

##### ハ 処理計画の内容

- 災害廃棄物の収集運搬（陸上・海上）体制の整備
- 震災発生時におけるがれきの発生量の推計
- がれきの仮置場の確保と配置計画
- がれきの処理・処分計画の作成
- 有害廃棄物対策等
- 仮置場における環境汚染防止対策・事故防止対策

#### (2) 広域処理体制の構築

県が構築する相互支援体制に基づき、姫島村清掃センターにおいて廃棄物処理が長期にわたって困難となった場合には、県、関係機関及び周辺自治体に対して広域処理協力支援の要請を行い、衛生的かつ迅速な廃棄物処理を行うものとする。

## 第8節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬

本節は、災害により行方不明になった者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

### 1 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

行方不明者の捜索及び遺体の取扱い、埋葬については、村、警察、海上保安部及び防災機関等と相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行う。

### 2 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、村、消防団、警察、海上保安部、その他関係団体等が相互に協力し合って捜索にあたる。

### 3 遺体の取扱い

#### (1) 遺体の安置（検視前）

イ 発見遺体は、村が警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置し、家族及び関係機関に連絡する。

ロ 身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

#### (2) 遺体の検視及び検案

イ 発見遺体は、速やかに警察官、海上保安官の検視に付す。検視、検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は県に通報し協力を求める。

ロ 診療所職員又は医師は、死体の検案を行うとともに必要な処理を行う。

#### (3) 遺体の安置（検視後）

イ 遺体の安置所を設置する。

ロ 検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ハ 安置所に収容した遺体については死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。

ニ 遺体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引渡すとともに、埋・火葬許可証を発行する。

### 4 遺体の埋・火葬

遺体の埋・火葬は村が実施する。また、村のみで埋・火葬が困難な場合は、大分県広域火葬計画（平成27年1月策定）に基づき、広域火葬を実施する。この場合、県は村から広域火葬に係る協力を求められたときは、福祉保健医療部福祉保

健衛生班は県内他市町村、近隣県等での受入れ可能地を選定し協力を求める。

#### 5 災害救助法適用に関する事項

災害救助法が適用された場合、村長が知事の委任に基づく遺体の搜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計表
- ロ 遺体搜索状況記録簿
- ハ 搜索機械器具燃料受払簿
- ニ 埋葬台帳
- ホ 死体処理台帳
- ヘ 死体搜索用関係、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

## 第9節 住宅の供給確保等

本節は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができない者のうち、主として自らの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

### 1 住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

住宅の供給及び居住確保措置は、総務対策部が行い、応急仮設住宅の措置、住宅の応急修理及び障害物の除去などについては、土木対策部が中心となって実施するが、災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等については県が実施する。

### 2 住宅の応急修理等の実施

住宅の応急修理等は、村内の技能者・技術者に協力を求め、不足する資機材については、建設業者より借上げる。応急修理については、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない住宅の部分とする。

### 3 応急仮設住宅の設置場所

村内に空家住宅等がない場合は、住環境等に適した場所を村有地の中から選択し、応急仮設住宅を設置する。

### 4 住宅の供給及び居住の確保の方法

#### (1) 住宅の供給及び居住の応急確保措置

- イ 村営住宅内に空室のある場合は、優先的に貸与するとともに村内の空家住宅を確保する。また、被災住宅が多数の場合は、応急仮設住宅を設置する。
- ロ 住宅が半壊又は、半焼の被害を受け、居住のできない世帯に対しては、破損箇所の応急修理により基本的に対応する。
- ハ 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、材木等の障害物が流れ込んだため、居住できない世帯に対しては、応急的な除去作業により基本的に対応する。

#### (2) 入居世帯の決定

入居世帯は、概ね次に掲げる世帯のうちから村長が民生・児童委員等の意見を聞いて、空家住宅等への入居世帯を決定する。

- イ 住家が全壊、全焼又は流失した世帯。
- ロ 居住する住家がない世帯。
- ハ 自らの資力で住宅を確保することができない世帯。

## 5 県が実施する住宅の供給確保措置への応援、協力

### (1) 用地の確保・あっせん

県の要請に基づき、村内の住環境に適した村有地等を選択し、確保・あっせんを図るものとする。

### (2) 技能者、技術者の供給

村内の技能者、技術者に適宜協力を求め県の要請に協力するものとする。

## 6 災害救助法が適用された場合

県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合は、村はその実施を応援し、協力するものとし、その実施について指示を受けた事項は、その責任においてこれを処理するものとする。

また、県の委託に基づく住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ 救助実施記録日計表

ロ 障害物除去の状況

ハ 障害物除去費支出関係証拠書類

## 7 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

そのため、被災したら、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、他の市町村が被災したら、応援を行うための体制を整えておく必要がある。

村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

## 第10節 文教対策

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

### 1 応急措置実施上の責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接幼児、児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は、第一順位としては学校長等が保護者をはじめとするPTAなど関係機関等の協力を求めて実施し、第二順位として教育委員会がこれにあたるものとする。村長は、教育委員会が実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずるものとする。応急措置の実施は、文教対策部が中心となって行うものとする。

### 2 応急措置の実施基準

#### (1) 被災状況等の把握

文教対策部は、学校を通じ、又は独自に村内の教育施設の被災状況、幼児・児童・生徒の被災状況、教職員の被災状況、避難所としての使用状況を把握する。

#### (2) 教室の確保

各学校等は必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。

イ 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

ロ 災害のため使用できない教室に代えて、体育館、特別教室等の利用を考慮する。

ハ 必要に応じて2部授業を実施する。

ニ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館等公共施設を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。

#### (3) 応急授業等の実施

イ 各学校等は、災害発生状況により授業が不可能なときは、とりあえず休校の措置を取るとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。

ロ 災害に伴い教職員に欠員を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援、協力する。

ハ 教育委員会は、応急授業等の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

#### (4) 教材学用品の供給措置

- イ 教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。
- ロ 災害救助法が適用された場合、村長が知事からの委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
  - (イ) 救助実施記録日計表
  - (ロ) 学用品の給与状況
  - (ハ) 学用品購入関係支払証拠書類
  - (ニ) 備蓄物資払出証拠書類

#### (5) 転校・転園措置及び進路指導

- イ 各学校等は転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、村教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。
- ロ 各学校等は被災幼児・児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、村教育委員会及び大分県教育委員会と協力して、速やかな措置を講ずる。

#### (6) 幼児・児童・生徒の安全対策

災害時における幼児・児童・生徒の安全対策については村、学校、警察官、消防機関、医療機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

- イ 避難を行い安全を確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校の管理下での避難を継続するかの判断を行う。
- ロ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し安全を図る。
- ハ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

#### (7) 学校等保健衛生措置

学校等は幼児・児童・生徒への伝染病、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。

- イ 幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき実施する。
- ロ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。
- ハ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。
- ニ 飲料水の取扱について必要な監視を行う。

### 3 学校等が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等はその運営について積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業等が再開できるよう、村・教育委員会等との間で必要な協議を行う。また、在校・在園中に災害が発生した場合は、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について村と協議する。

### 4 文化財等の応急対策

(1) 被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

また、教育委員会は、速やかに文化財の被災状況の調査を行い届出の指導等必要な措置を講じるものとする。

(2) 村、教育委員会は、歴史資料ネットワーク(神戸大学文学部地域連携センター内)などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産(歴史資料等)の救出・修復・保全に務める。

## 第 1 1 節 社会秩序の維持・物価の安定等

本節は、災害後の住民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものである。

### 1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

社会秩序の維持に関する活動は、治安対策部警備班が行うこととなるが、村はその活動に協力する。

物価の安定等に関する活動は、物資支援部食料班・救援物資班及び地区対策本部各班が行うこととなるが、村はその活動に協力する。

### 2 社会秩序の維持のための活動

治安対策部警備班が行う以下の活動について、社会秩序を維持するため、村民への広報、活動への協力依頼を行うものとする。また、必要により消防団、青年団等の協力を得て被災地域の見廻りなど警備活動を行う。

- ・ 困りごとの相談所の開設
- ・ 臨時交番の設置
- ・ 防犯パトロールの実施
- ・ 犯罪の取り締り
- ・ 地域安全情報等の広報

### 3 物価の安定等に関する活動

支援物資部食糧班・支援物資班及び地区対策本部各班が行う以下の活動について、物価の高騰、悪徳商法等を抑え被災者が安心して生活できるよう村民への周知、活動への協力依頼を行うものとする。また、商工会、漁協、農協、建設・建築業関係者、村内各商店に対し物価の安定と商品・資材の確保について協力を要請する。

- ・ 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施
- ・ 消費生活相談所の開設
- ・ 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
- ・ 物価の安定等に関する情報の提供

## 第 1 2 節 義援物資の取扱い

本節は、災害後に村に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

### 1 義援物資の取扱いに関する基本方針

村は災害救助法に基づいて県と同一対応を図り、次の方針により義援物資を取扱う。

- (1) 村は国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資内容を把握するとともに、速やかに公表し迅速な受入れの調整に努める。  
なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布が可能かどうかを検討し、受入れの方針を決定のうえ周知する。
- (2) 村は義援物資の受入れ、仕分け等に関して「第4章 第5節 被服、寝具、その他の生活必需品給与3」での取扱いと同様に実施する。また、必要に応じて村社会福祉協議会、被災者救援部ボランティア調整班を通じてボランティアの協力を得る。

### 2 県より村に送付される義援物資の取扱い

支援物資部食糧班・支援物資班より義援物資を受入れる場合、総務対策部はあらかじめ物資の過不足の状況を把握し、受入れ品目、受入れ場所を決定しておく。

## 第13節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、村は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

### 1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は地区対策本部保健所班、関係機関・団体等と協力し動物の保護を行う。

### 2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

### 3 避難所における動物の保護

村は地区対策本部保健所班、関係機関・団体等と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努める。

### 4 被災動物救護対策指針

「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、県が行う被災動物の救護に協力をするものとする。

## 第5章 社会基盤の応急対策

第1節 電気、ガス、簡易水道、下水道、電話通信の応急対策

第2節 道路、港湾、漁港等の応急対策

## 第1節 電気、ガス、簡易水道、下水道、電話通信の応急対策

本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、簡易水道、下水道、電話の災害時の応急対策について定めるものである。

### 1 応急対策の基本方針

電気、ガス、簡易水道、下水道、電話通信に係る各事業者は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には、二次災害の防止及び早期復旧に努める。村は事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

### 2 災害発生時の連絡体制の確立

- (1) 電気、ガス、簡易水道、下水道、電話に係る各事業者は、村が災害対策本部を設置した場合には、村に対して逐次連絡が確保できる体制をとる。
- (2) 人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、また、発生した場合は、村のほか、県、消防署、警察署、海上保安部へ迅速に通報する。

### 3 応急対策にあたっての支援

各事業者が応援を求めて応急対策を実施する場合、また、以下の事項について要請を受けた場合、村は可能な範囲で協力を行うものとする。

- (1) 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- (2) 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- (3) 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての村有施設の貸与
- (4) 停電、復旧状況の広報

## 第2節 道路、港湾、漁港等の応急対策

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、港湾、漁港等の応急対策について定めるものである。

### 1 応急対策の基本計画

道路、港湾、漁港等の管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。また、村は施設管理者等から要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力する。

### 2 災害発生時の連絡系統

「第3部 第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

### 3 応急対策にあたっての支援

各施設管理者等が、村に対し応援を求めて応急対策を実施する場合、迅速な応急対策を支援する。

## 第 4 部 災害復旧・復興

第 1 章 災害復旧・復興の基本方針

第 2 章 公共土木施設等の災害復旧

第 3 章 被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援

第 1 節 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

## 第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害は、いつ、どのような規模で起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、更に災害を糧にして、より災害に強い村土を後世に残すことを目的に次の点に留意しながら速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 村民の意向を十分に尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 復興後の村土の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、計画的な災害につよい村土づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

## 第2章 公共土木施設等の災害復旧

本章は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びに、これらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものである。

#### 1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は、改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

#### 2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上、災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業等についても短期間の完全復旧を実施するものとする。

#### 3 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ケ年で完了する方針のもと、被災施設の災害復旧事業に努める。

#### 4 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ、前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

### 第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

1 被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、必要に応じて以下の業務について相談窓口を設置し柔軟に対応する。

(1) 各種手続・各専門分野での相談窓口の開設

○見舞金交付、資金貸付、税の減免等に関する手続き及び相談を処理する。

○中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続き及び相談を処理する。

○医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける。

(2) 情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会や広報誌等を通じた広報により提供を行う。

2 被災者台帳の整備及び情報提供

(1) 被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 被災者の生活再建等のための情報提供

県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

3 災害義援金の配分等（住民福祉課、出納室）

(1) 配分組織の確立

災害義援金の配分を適正、かつ迅速に行うため災害対策本部において、民生委員等の意見を聞き、適正、かつ迅速に実施する。

(2) 実施対策部

義援金の出納は出納室、配分関係の庶務は厚生対策部（住民福祉課福祉係）が中心となっていく。

(3) 配分資料の整備、保管

厚生対策部長は義援金の基礎となった資料（被災状況等の調査資料）を整備し、収入役は出納書類を整備し保管しなければならない。

3 災害弔慰金等の支給及び援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年10月1日条例第19号）に基づき自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金を支給（500万円）、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給

(250万円)を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けを行い(家屋全壊350万円限度)、村民の福祉及び生活の安定に資する。

#### 4 被災者に対する減免措置等

風水害、震災、落雷、火災その他これらに類する災害による被害者に対する減免措置は、「姫島村税の災害被害者に対する減免措置条例」(昭和52年6月30日条例第16号)に基づき実施する。

#### 5 災害復旧に必要な資金需要を迅速に把握し、効果的な資金の融通調達を行うための調査と融資の方法等は、この計画の定めるところにより実施する。

##### (1) 融資活用の基本方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともにあらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

##### (2) 被災商工関係業者に対する融資の活用斡旋

被災した中小企業者に対する災害復旧のための資金対策として、県制度資金のほか、政府系金融機関(国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)からの融資の斡旋を行うものとする。

##### (3) 被災農林漁業関係者に対する融資の活用斡旋

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、以下の融資を有効に活用し、斡旋を行い災害復旧・復興を図るものとする。

###### ① 天災融資法による資金

###### イ 災害経営資金

農業、林業、漁業を主な業務とする者であって、天災により該当する作物、施設等に基準を超える被害が発生し村長の認定を受けたもの。

###### ロ 災害事業資金

天災による被害が著しいと認めて、政令で指定した農業協同組合、水産業協同組合等が対象となり、貸付条件は災害発生都度、政令が公布され定められる。

###### ② 農林漁業金融公庫法による農林漁業災害復旧資金

###### イ 農林基盤整備資金(災害復旧事業)

・貸付の対象 農協等

###### ロ 漁船資金(災害復旧事業)

- ・貸付の対象 漁業を営む者、法人（ただし20t以上）、漁業協同組合等

ハ 沿岸漁業経営安定資金（災害復旧事業）

- ・貸付の対象 沿岸漁業を営む者

ニ 農林漁業施設資金

○ 共同利用施設資金（災害復旧事業）

- ・貸付の対象 農業、水産業、林業各協同組合等

○ 主務大臣が指定する施設の災害復旧に必要な資金（主務大臣指定災害復旧資金）

- ・農業を営む者

③ 自作農維持資金

- ・貸付の対象 農業を営む個人

- ・借入手続 農業安定計画書等に災害についての村長の証明書を添付して、農業委員会を經由し、知事に提出

## 第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画

## 第 1 章 総則

第 1 節 推進計画の目的

第 2 節 地震防災対策推進地域

第 3 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策  
として行う事務又は業務の大綱

## 第1節 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、大分県における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編第1部から第4部によるものとする。

## 第2節 地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域

地震防災対策推進地域(平成26年3月31日内閣府告示第21号)

姫島村は南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震対策推進地域である。

## 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

姫島村の地震防災に関する、村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じるものとする。

## 第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

- 第1節 津波からの防護のための施設の整備等
- 第2節 津波に関する情報の伝達等
- 第3節 津波対策等
- 第4節 消防機関等の活動
- 第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応
- 第6節 交通対策
- 第7節 村が自ら管理又は運営する施設に関する対策
- 第8節 迅速な救助

## 第1節 津波からの防護のための施設の整備等

地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、「第2部第2章 災害に強いむらづくり」を推進するとともに、次の事項について留意するものとする。

### 1 津波防護施設の早期点検・計画的な整備

津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、防潮堤、堤防、水門等の津波防護施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の津波防護施設については早急な耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

### 2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等

地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実にを行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする。

### 3 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

地震発生時に地域が孤立することを防止するため、津波来襲時にも幹線道路としての機能を担う道路等や緊急活動に重要な役割を果たすヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の基盤施設の整備を推進するものとする。

## 第2節 津波に関する情報の伝達等

- 1 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達、災害情報や被害情報の収集・伝達については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」及び「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。

なお、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

- 2 村及び県は、管轄区域内の居住者、各種団体(以下「居住者等」という。)及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等(以下「観光客等」という。)並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、学校等における情報端末の設置、インターネットの利用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報収集・伝達手段の強化を図るものとする。

## 第3節 津波対策等

津波から迅速に避難するための、避難対策に関する事項は、「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示等及び誘導」及び「第3部第4章第1節 避難所運営活動」によるものとする。

## 第4節 消防機関等の活動

村は、消防機関が津波からの円滑な避難等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

## 第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応

### 1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置をとるものとする

### 2 電気

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

### 3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

### 4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

### 5 放送

- (1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速

な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

- (2) 放送事業者は、村、県及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。
- (3) 放送事業者は、災害発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

## 第6節 交通対策

### 1 道路

津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に考慮しつつ、あらかじめ計画し、周知するものとする。

なお、必要に応じて、県との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

### 2 海上

海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じるものとする。

### 3 乗客等の避難誘導

船舶の乗客や、待合所に滞在する者に対して、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画等を定めるものとする。

## 第7節 村が自ら管理又は運営する施設に関する対策

### 1 道路

村が管理する道路の管理上の措置は次のとおりである。

- (1) 津波警報等の情報、ドライバーのとるべき措置を道路利用者に伝達する。
- (2) 交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じて工事中の道路における工事の中断等の措置を講ずる。
- (3) 災害発生後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集を実施する。
- (4) 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備について連絡・確認する。
- (5) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握する。
- (6) 県と連携協力し、必要な応急対策の措置を講ずる。

### 2 不特定多数の者が出入りする施設

村が管理する庁舎、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。なお、具体的な措置内容は、施設ごとに第7章の対策計画に準じた計画を策定するものとする。

#### (1) 各施設に共通する事項

##### イ 津波警報等の来訪者等への情報伝達

情報伝達に当たっては、特に以下の事項について留意するものとする。

- (イ) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- (ロ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

##### ロ 来訪者等の安全確保のための退避等の措置

##### ハ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止の措置

##### ニ 出火防止の措置

##### ホ 水、食料等の備蓄

##### ヘ 消防用設備の点検、整備

##### ト 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

#### (2) 個別事項

##### イ 病院等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

##### ハ 学校等にあつては、次の措置をとるものとする。

###### (イ) 避難の安全に関する措置

###### (ロ) 学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

##### ニ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

- 3 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
  - イ 災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、前2の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
    - (イ)自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
    - (ロ)無線通信機等通信手段の確保
    - (ハ)災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
  - ロ 村は、避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- 4 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

なお、特別の理由により、津波被害の防災対策を行う場合は、従業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

## 第8節 迅速な救助

- 1 救助・救急のための体制や車両・資機材の確保

地震発生後の迅速な救助・救急の体制は、「第3部第3章第4節 救出救助」、「第3部第3章第5節 救急医療活動」及び「第3部第3章第6節 消防活動」によるものとする。

また、救命・救助に必要な車両や資機材の確保・充実について計画的に図っていくものとする。
- 2 消防団等における人員確保と車両・資機材や教育・訓練の充実

消防団等の育成・強化については、「第2部第3章第3節 消防団・自主防災組織の育成、強化」、「第2部第3章第1節 防災訓練」及び「第2部第3章第2節 防災教育」によるものとする。

また、救助等のために必要な車両や資機材の充実については、上記1によるものとする。

## 第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第2節 他機関に対する応援要請

第3節 帰宅困難者への対応

## 第1節 資機材、人員等の配備手配

村、県及び防災関係機関は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、食料、飲料水、生活必需品、応急用・復旧用物資及び資機材等の調達、供給を行うとともに、災害応急対策に係わる措置を行う要員の配備を実施するものとする。

なお、県から村への資機材等の提供、職員の派遣等に関する事項は、大分県地域防災計画（地震・津波対策編）「第3部第2章第7節市町村への支援」によるものとする。

### 1 物資等の調達手配

村における物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保状況を把握し、必要があるときは県へ要請するものとする。

- (1) 食料の調達・供給確保に関する事項は、「第3部第4章第3節 食料供給」によるものとする。
- (2) 飲料水の調達・供給に関する事項は、「第3部第4章第4節 給水」によるものとする。
- (3) 被服寝具その他生活必需品の調達・給与に関する事項は、「第3部第4章第5節 被服寝具その他生活必需品給与」によるものとする。

### 2 人員の配備

- (1) 村は、人員の配備状況を把握し、必要に応じて、村への人員派遣等、県に要請するものとする。
- (2) 災害応急対策の実施に必要な技術者、技能者及び労働者の確保に関する事項は、「第3部第2章第9節 技術者、技能者及び労働者の確保」によるものとする。

### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、姫島村地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。  
なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに定めるものとする。
- (2) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達・供給に関する事項は、「第3部第2章第11節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給」によるものとする。

## 第2節 他機関に対する応援要請

甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、「第3部第2章第7節 応援協力体制の確立」によるものとする。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請は、「第3部第2章第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立」によるものとする。

## 第3節 帰宅困難者への対応

地震等の発生により、交通機能が停止し、自宅に帰ることが困難な者に対する対応についての対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、村や県、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

## 第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行うものとする。  
具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮するものとする。

- 1 村、県及び防災関係機関は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行うものとする。
  - (1) 住宅の耐震診断、耐震改修の推進
  - (2) 公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進
    - イ 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化
    - ロ 道路、港湾・漁港等主要な施設の耐震化
  - (3) 電気、ガス、上・下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進
  
- 2 村、県及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。
  - (1) 緊急避難場所等の整備  
村は、居住者及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、緊急避難場所、避難所案内標識等の整備を計画的に行うものとする。
  - (2) 避難路の整備  
村及び県は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び緊急避難場所誘導標識の整備を計画的に行うものとする。
  - (3) 津波対策施設の整備  
海岸・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、津波防護施設の耐震点検や補強を実施するなど、必要な施設整備を計画的に行うものとする。
  - (4) 消防用施設の整備  
村、県及び防災関係機関は、消防用施設及び消防用資機材の整備を計画的に行うものとする。
  - (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備  
村、県及び防災関係機関は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行うものとする。
  - (6) 通信施設の整備  
村、県及び防災関係機関は、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定める事項に従い、地震防災応急対策を実施するために、次に掲げる通信施設の整備を計画的に行うものとする。
    - イ 防災行政無線
    - ロ その他の防災機関等の無線

## 第 5 章 防災訓練

村、県及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとする。

防災訓練の実施に当たっては、「第2部第3章第1節 防災訓練」によるものとする。

その際、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

## 第6章 地震防災上必要な教育及び広報

村は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織等、事業所の自衛消防組織、各種団体等と連携して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、防災教育を推進するに当たっては、「第2部第3章第2節 防災教育」によるものとし、地域、学校、家庭それぞれにおいて、適切に行うことで、被害が最小限となるよう努めるものとする。

教育方法としては、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

## 第7章 南海トラフ地震防災対策計画

「第1章第2節 地震防災対策推進地域」に指定された地域内で、水深30cm以上の浸水が想定される区域（津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき公表した浸水想定において、南海トラフ地震を想定した場合の浸水域及び浸水深を基準とする。）において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、次の事項を定めた対策計画を策定するものとする。

## 1 津波からの円滑な避難の確保

### (1) 共通事項

- イ 津波に関する情報の伝達等
- ロ 避難対策
- ハ 応急対策の実施要員の確保等

### (2) 個別事項

- イ 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
  - (イ) 津波警報等の顧客等への伝達
  - (ロ) 顧客等の避難のための措置
  - (ハ) 施設の安全性を踏まえた措置
- ロ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
  - 必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のために特に必要がある応急的保安措置の実施等
- ハ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
  - (イ) 津波警報等の旅客等への伝達
  - (ロ) 運行等に関する措置
- ニ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者
  - 避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ホ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係
  - 第2章第5節に準じるものとする。

## 2 防災訓練

## 3 地震防災上必要な教育及び広報